

平成18年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成18年3月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成18年3月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君

議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 平田富久代君

書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
企画課長 .....	中野 守雄君	契約監理課長 .....	平田 好男君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	田村 博君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
農林課長 .....	山本 定雪君		

午前 9 時 30 分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。伊東梅芳議員、浜戸議員、伊藤秀行議員、平川議員、魚谷議員、木村議員から遅刻の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

・

日程第 1 . 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告が 7 名であります。通告順に質問を許します。まず、9 番、田村三郎議員。田村議員。

議員（9 番 田村 三郎君） 9 番、田村です。二点質問したいと思います。

まず一点目は、周防大島町で子供を守るため統一したステッカーができないものかどうか。現在、各小学校で子供を守るためにいろんな対策が立てられ、実行されております。2 月 13 日、城山小学校においても城山児童見守り隊が結成され、地域住民 95 名がメンバーとして登録されました。

その前段階に、地元の有志の方が集まり、車に要するにステッカー貼って、そして登下校時に学校の周辺を回ったらどうかというような意見が出まして、それで 100 枚のステッカーをつく

りました。

ただ、これは町に余り予算がないということで、有志の方に寄附を募りまして何とかこの寄附で賄って、現在100枚つくったんですけど足りなくてあと50枚追加して、軽トラとかあるいは乗用車これにつけて走ってんですけど、1人1枚なもんですから前につければ後ろから見た場合見えないと。

だから、人によっては2枚欲しいというようなことで、じゃあ前は地元の人がつくるんだから地元ぐらい、周防大島町で何とかつくってもらえないかというような意見が出まして、1枚350円で100枚つくれば3万5,000円というようなことで、何とか今この子どもを守るためのいろんなことが各地域、山口県下でもあり、全国的にこの気運が盛り上がってます。この機会を通じて、何とか周防大島町統一したステッカーができないかどうか質問いたします。

二点目は、新庁舎建設をしっかりと考えてもらいたいということであります。県は、国あるいは内閣府の補助を得て、久賀の町民グラウンド施設規模約400坪程度、建設事業費7億円程度の防災拠点の整備計画概要を公表しております。この整備目的は、地震発生時における災害対策活動の拠点施設が主目的となっております。やはり、町としてもこの機会に新庁舎建設計画をしっかりと考えてもらいたいと。

県は、ここ周防大島町が東南海、南海地震防災対策推進地域に指定されている関係からこのような多額の予算を使うのであって、町としてもある程度歩調を合わせる必要があるのではないかと。いざ、大地震が発生したとき町の部署がばらばらでは、ばらばらにあったんでは即対処できないのではないかと。かといって、大きな庁舎をつくる必要はないと思うんですけどね。

5年後には、職員が43名削減されると先般聞きました。また、10年後はもっともっと削減されます。それらのこともしっかりと考慮しながら、また既存の建物、これもしっかりと活用していかなくちゃいけないと。

例えば、久賀の庁舎、3階は全部あいてますよね、議場もありゃあ議員控え室、いろんな、かなり大きなスペースがあいてます。ここに、職員入れればかなりの職員が入る、またこの大島町の議場、議員は少々遠くても何の問題ありませんからね、ここを使えば、議会はここを使えばいいと思うんですけど、とにかく全町民の利便性もしっかり考慮して、またできるだけむだを省いた本庁方式を早い段階でつくっていただきたい。

町長の所信は、3月6日の全協でも調査費をつけたことから、まず位置、規模、機能等についてどのようにしたらいいかということで議員に諮っておりますけどね、再度町長の所見聞きたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 田村議員さんの周防大島町の子供を守るための統一したステッカーは

できないかという御質問にお答えいたします。

今日、多発している未来ある子供たちへの凶悪な事件は、決してあってはならないものでありこのような事件が起きないように、学校だけでなく保護者の皆さんや地域全体、みんなが子供たちを守るという自覚に立って子供たちの安全を確保することは大切であると考えています。

現在、町内におきましては、町民の御理解御協力のもとに、11校の小学校区で子供たちの登下校を見守る防犯パトロール隊、子供見守り隊、スクールガード隊などが組織され、積極的に安全活動を展開していただいております。

お示しのありました城山小学校区におかれましては、城山児童見守り隊が結成され、多数の有志の方によりすばらしい図案のもと、城山児童見守り隊と表示された車に貼りつけるステッカーを作成され、子供たちの安心安全を守る積極的な取り組みが実践されますことに感謝と敬意を申し上げます。

お尋ねの周防大島町で統一したステッカーを作成し、町民全体の意識の高揚を図りながら子供たちの安心安全を守ることは大変すばらしいアイデアであり、取り組みであると考えています。

そこで、今後さらにスクールガード隊結成の推進を図るとともに、ステッカーの作成につきましては、町の青少年育成町民会議や関係機関等に御相談させていただきながら研究してまいりたいと存じます。

教育委員会としましては、今後とも引き続き地域の皆様や関係機関と連携しながら、子供たちが安心して、そして安全に通学や学校生活ができる学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 田村議員の新庁舎の建設についてということで答弁させていただきます。

お説のとおり、本町はたびたび申し上げますが東南海、南海地震の対策推進地域といたしまして、山口県では唯一指定をされておるわけでございます。昨年11月6日でございますが、総合防災訓練を実施をいたしましたわけでございます。

地元からの要請や、県としても現地対策本部的なものが必要という認識に至りまして、国の補助事業を活用いたしまして防災拠点施設を整備をすることになっております。本町にとりましては、願ってもない計画でありまして、県当局の英断に対しまして厚く感謝の意を捧げるものでございます。

御質問の、ある程度歩調を合わせる必要があるのではないかとということでございますが、防災拠点施設との連携は、効率的で実効性のある地域防災体制の確立のためにはこれは必要不可欠なことであるというふうに私は思っておるわけでございます。

したがって、さきの18年度の当初予算の説明の際にも申し上げましたとおり、現在の分

庁分散方式から、今後予想されます職員数の削減、あるいは事務効率並びに本庁方式への取り組み等見据えまして、庁舎のあり方について、建物の規模とか機能、移転するとすればその時期、あるいはまた現庁舎の活用などの調査検討をすることにしておるわけでございます。

特に、19年度初めには新しい東和庁舎が完成をすることになっております。東和総合支所が移転をすることになりますと、御承知のとおり現在の東和庁舎には、東和庁舎は俗に言われる危険建物と言っても過言ではないほど傷みがひどい状態になっておるわけでございます。この建物の中には、御存じの環境生活部があるわけでございます。これは、早期に安全な建物への移転を考えなければならない状況でございます。

さらには、集中改革プランに基づく職員削減を視野に入れまして機構改革をこれから進めていく中で、総務、あるいは議会、健康福祉部と産業建設、教育委員会の各部門の取り扱いをどうするのかといったことを調査検討してまいりたいと思っております。また、議員御提案の議会は大島庁舎を、この会場を利用したらどうかという案につきましても、今回の調査費の中で調査検討していきたいというふうに思っております。

今後は、議員御指摘の町民の利便性やむだを省いた本庁方式をとるべきだという御意見につきましても、調査結果を御報告したいと思っておりますので、その時点で議員各位の御意見も拝聴しながら検討していきたいというふうに考えておるわけでございます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 一点目の、青少年育成会議通じて研究、研究ていうのはいいんですけどね、現実に城山ではこういうステッカーですね、これマグネットついてんですけどね、外して、私の場合軽トラの前にもうそのまま、外れないほどのあれでつけてはいるんですけど、デリカの方にはこれをつけてます。1,000枚程度つくっても35万円ですか、防犯協議会の方に60万円の予算もついてましたんです。何とかね、研究だけでなくて実行をお願いしたいと思います。

二点目の新庁舎問題については、今町長がお答え願ったんですけど、県も平成18年度に基本計画、地質調査、実施設計ということになってますんで、できればこれに合わせて町の方もしっかりとした対策を立ててもらいたい。

例え、400坪の建物が建ったとしても、それを運用していくのはやはり町じゃないかと思うんです。例えば大きな地震が起きてそこへ避難する、その建物だけ建ててもそれを世話するのはやはり町の職員であって、あるいはボランティアの方、だからその建物に通じた直近の場所にそういう本庁舎でもあればより便利ではないかと。

そして、会議を開くにおいても、警察署も久賀にある、商工会もこれ何らかの形で4月1日か

ら久賀に来るといふようなことも、いろいろな面を考え合わせてしっかり御検討願いたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 答弁は。

議員（9番 田村 三郎君） いいです。

議長（新山 玄雄君） いいですか、はい。以上で、田村議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、14番、松井岑雄議員。

議員（14番 松井 岑雄君） おはようございます。私は、3点ほど質問をさせていただきます。

一点目は、最近非常に口うるさく言われております談合問題等がありまして、入札方法についての実施と。二点目に、出産一時金の支払い方法についてお考えいただきたいと。三つ目には、過疎地や離島での高速ネットの活用方法について質問であります。

一点目の、入札方法について最初に入ります。これは、実際にあったお話を取り上げてみました。郵送による入札の実施について、愛媛県の新居浜市は透明性を確保し、公平な入札を行うために昨年の12月から郵送による入札が可能な事後審査公募型指名競争入札を試験的に導入をされました。

郵送によって入札の実施については、談合を防止し透明性を確保するため、郵送や電子入札の実施を提言していたものであります。同市の公共工事の入札方法は、これまで工事の規模に応じて市が指名した特定の業者だけが参加する指名競争入札を実施してまいりました。

この入札方法は、一定規模の会社でも市から指定されない限り落札することができないと不公平な実情があるほか、全指定業者が役所に終結するためにどの会社が指定されているかが一目瞭然であります。

このため、談合が起きる可能性も否定できなかったわけでありまして、郵送による入札は設計金額が3,000万円以上、また1億5,000万円未満の市が発注する建設工事で、過去の実績や技術者の配置など、一定の参加条件を満たしている業者に限定するのが、業者数の制限はないわけでありまして、それらは一般書留から、あるいはまた簡易書類で役所に郵送するだけで、他業者と顔を合わせることなく入札が可能になったのであります。

同市は、昨年の12月に郵送による初めての入札を行ったが、従来は10社しか限定していなかった入札業者も22社の参加があったと、約2倍以上の競争が実現をしたわけでありまして。

契約課の課長のお話によりますと、電子投票と同じ効果が期待でき、透明性も高まるため適正価格で工事発注できると語っておられまして、特に本町においても、まずはこれらのことを実行

に移していただいたらいかがかなという御質問であります。

二つ目でございますが、出産一時金のことをお尋ねいたします。国民健康保険加入者を対象に、出産一時金を申請時に現金で支払う制度をスタートさせる、子育て世代のお母さんに大変喜ばれている市町村がふえております。

この制度の実施については、経済的負担の軽減を図るために、委任払いや一括払いの実施を提言するものであります。対象者は、出生届に来られたときに申請すれば、一時金として支給される30万円をその場で現金か振り込みで受領されるものであります。

申請者は、退院前に手続すれば出産費用を事前に用意する必要がなく、負担が大幅に緩和されるものであります。当町の場合は後者であり、本人の立てかえ払いも発生しております。直接病院へ振込をする制度も含めて、最善策の実施をお願いするものであります。

さらに、本年10月1日より30万円が35万円に増額をされます。歳入歳出の確定的なものについては、早期に支給をされるのも住民サービスの一環であると考えますので、よろしく御考慮いただきますようお願いを申し上げます。

三点目でございますが、過疎地や離島で高速ネットについての御質問であります。これらのことは、総務省が本年1月の4日に過疎地や山村、離島などで高速インターネットが可能になるブロードバンド、高速大容量の情報通信基盤を重点的に整備することを決定し、むろん地域間の情報格差の解消がねらいであります。

2006年度の52億5,700万円を投じて、地域情報通信基盤整備推進交付金を創設すると発表をされました。特に、人口が少なく地理的にも条件が不利な地域では、多額の設備投資が必要であります。

しかし民間企業任せでは、採算面から光ファイバーやADSL、いわゆる非対称デジタル加入者というんですけども、そのケーブルテレビ等のブロードバンドサービスがなかなか進まないのであります。

政府は、2010年度までに、すべての家庭において快適な環境で高速インターネットが楽しめるブロードバンドゼロ地域の解消を目指しております。目標達成に向けて、民間企業の参入が期待しにくい過疎地や離島、半島、山村、豪雪の各指定地域、沖縄県等に対象を絞り、重点的に予算を投入すると発表がありました。

どんなサービスを地域での情報通信基盤の柱にすえ、交付金を使ってどのような施設を整備するかは市町村の判断にゆだねられております。そのため、地域の実情に応じて衛星インターネットの導入も可能となります。

国は、交付金のうちから市町村に施設整備費の3分の1を交付するとありますが、2003年度の4月より、改正離島振興法により沖縄振興新法や光ケーブルの増設や超高速インターネット

衛星の導入など、離島、過疎地のブロードバンド化が実現を盛り込んでおられます。

そこで、現在当周防大島町では、日良居局、沖浦局の2局がISDNの古い局で交換局であります。これを、ただいまADSLの局に設置をお願いする行動を行っておりますが、特に杉山議員さんと平野議員さんのお二方に、署名活動一生懸命、日良居局を行っていただいております。沖浦局では、木村議員さんを中心にして行っておりますけども、どうしてもこのNTTさんをお願いしないとADSL化が進まない、こういうな形になっております。

さらに、テレビのニュースの中で見ましたら、中国地区では1,500万世帯を目標に2010年度までにケーブル化すると発表されております。現在では、全国的には約1,000万世帯の方が光通信ケーブルを御利用されていらっしゃる。非常に大容量で高速化が進んでおりますので、使われる人も非常に喜ばれているという実状の発表がありました。

特に、大島はまだ沖浦と平井局につきましてはそこまでいっておりませんが、ぜひNTTさんに働きかけていただきまして、乗りおくれがないような周防大島町のADSL化をお願いするものであります。

先般、台風がありました。その後で、また雷等があったときに、ISDNのターミナル端子をお願いしましたところもう既に生産が中止しておりまして、ADSL化になってるんでもそのターミナルは製造しておりませんというお話もNTTさんからありましたので、ぜひこの辺もしっかり当町でNTTさんに働きかけていただきたいということをお願いをいたしまして質問終わります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、松井議員さんの御質問にお答えをいたしますが、まず第一問が、入札の方法について二つの方法、これいかなものかということでございますのでお答えをいたしますが、その一つが、郵便入札についての御質問でございます。

本町は、入札制度の透明性の確保と入札参加者の公正な競争促進をするために、また合併に伴いまして入札参加者の移動コストの低減や、あるいはまた入札事務の効率化を図るため、建設工事及び業務委託の一部につきまして郵便入札制度を実施をしたいというふうに考えております。

現在、担当課の方で要綱、あるいはまた要領等の原案をもとに、指名審査会で検討を進めているところでございます。要綱等が定まり次第、18年度の早い時期に実施をしていきたいというふうに考えております。

次に、もう一つの質問でございますが、事後審査公募型指名競争入札についてのお尋ねでございますけれども、この入札制度はインターネット等を活用いたしまして、公募条件を緩和することによりまして多くの入札参加者を公募することができるわけでございます。

事務の効率化が図られることから、町が発注する建設工事の透明性、あるいはまた競争性及び

公正性を確保をするためのすぐれた入札制度であると考えておるわけでございます。

しかしながら、本町は建設工事等の入札を、町内業者を主体とした指名競争入札によりまして施行しておるわけでございます。この入札制度が本町に適合するものか、特徴等をよく研究をいたしまして検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、これまでの議会において入札制度の改善が必要ではないかという御意見をたびたびいただいております。指名審査会においても検討を重ねておりますので、本日この後におきましてお願いをしております全員協議会で、建設工事等の入札参加者の資格及び指名基準の見直しについてを御説明を申し上げまして御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、二番めの出産一時金の支払方法についてでございますが、出産育児一時金の支払方法についての御質問にお答えをいたしますが、出産育児一時金とは、出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、被保険者や配偶者が出産したとき従来の助産費と育児手当金を統合いたしまして、平成6年10月に創設をされたものでございまして、1件に月30万円が支給をされております。

一点目の、一時金を申請時に現金で渡せないかということでございますが、現在は原則といたしまして口座振替で行っております。といいますのは、分庁方式による各総合支所での現金の管理方法の問題、あるいはまた滞納者への支払い等での本課と関係課との連携等の問題によりまして、引き続き口座振替での給付といたしております。一時金の申請から給付までを、より速やかに対応するように今後は努力をしていきたいというふうに考えております。

二点目の、直接病院へ振り込む方法はということでございますが、これは受領医院払いの制度のことと思われませんが、申請によりまして出産育児一時金の受領を医療機関に委任するというものでございまして、出産をした場合30万円を町が直接医療機関へ払い込むというものでございます。30万円以上につきましては、本人負担ということであります。

申請の要件といたしましては、保険税の未納がないかどうかと、あるいは出産予定日から1カ月以内であること、あるいはまた子育て支援という観点からいたしまして、今後は前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、三番めの 過疎地や離島での高速ネットの活用方法についての御質問でございますが、松井議員さんの過疎地の離島での高速ネット活用方法について、その中のADSLについての御質問であるようでございますので、お答えをいたします。

松井議員さんの御指摘のとおり、日良居と沖浦局におきましては、ADSLが開局をされておりません。既に、ADSLが共用されている局については、既設の交換機ボックスにADSL関連機器を増設するスペースがあったためでございますが、NTTが利用希望者数等総合的に判断

をされ、NTT全額負担によりまして実施をしていただいたものでございます。

しかしながら、先般も申し上げましたが日良居局、沖浦局のボックスは狭くて新たに建設する必要があります。この建設費や整備等に多額の費用がかかるわけでございます。かつ、町がその多くを負担しなければ実現できないという大きな問題があるわけでございます。

先般、日良居局管内に住所を有しておられる方々より、ADSL開局の要望書をうけたところでございます。町といたしましても、情報の共有化、あるいはまた均一化という観点から、多大な経費に対処するための補助事業、起債等の検討を行ってきておりますが、基本的には企業である西日本電信電話株式会社への助成ということもありまして、大変こう難しい状況でございます。御存じのとおり、町財政も大変厳しい折ではあります。今後ともNTTとの協議と努力をしていながら、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 今のまず最初一点目の入札方法についてにつきまして、ちょっともう一回お尋ねをいたします。

後で、町長からの御説明がありましたように説明があるということでございますけども、今回の今まで実施していないと、もう一点は、実施は指名競争入札しかやってないというのが本町の方式でございまして、実は入札に入れない業者がたくさんいらっしゃいます。

その業者の中から、やっぱり今郵送等による、あるいはまた顔を合わすことがないその入札方法もいいんじゃないかなというのを各業者さんもそういうふうにおっしゃってますので、方向性としては非常に談合性も生まれなくてというのはとつ利点がありますし、ぜひ契約管理課の方でもこういった形をお考えをいただいて、町長も実施されますというところでございますので、そういうことをお願いするものです。契約管理課の方からこれについての、将来こうしますという方向性ありますか。一点。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 本町では、ただいま指名をしておるわけでございますが、指名願いの提出のあった町内業者に対しましては、ほぼその指名をしている状態ではないかと思っております。

それで、中には低いランクの方には実績等がないということから、指名をしていない場合もあると思いますが、ほとんどの業者さんには今は指名が行ってるというふうに考えております。

それで、これはまだ広範囲な公募型ということですが、先ほども町長が言いましたようにその事後審査公募型競争入札ということは、非常に事務の簡素化ということですから入札制度だと私ども感じております。

ただ、どこまでその範囲を広げていくのか、柳井広域かもっと広めなのかということによって、

今後の指名の仕方、指名と言いますかそういうふうな公募型を導入するということについては、どれが皆さんいいのかそこらでまだ私の方で的確につかめてない状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 本当は、私どもの思っているのは、業者が大島にある人、大島で営業していらっしゃるものが本当は条件なんですけどもね。実は、最近見てますと、大島の業者がとったんだけど実際に工事していらっしゃる人は大島以外の人が多いというのが現実でございますので、その辺も引くくめてちょっとお考えになる必要があるかなというの一点あったんですよ。僕が知る範囲の、本当は一番いいのは大島で、大島の業者がやってくれると一番いいがなというのが一番思いが強いところであります。ありがとうございました。ぜひお考えもいただきたいと思います。

それから、二点目の出産一時金のことでございますけども、福祉部長にお願いしたいと思いますが、ちょっとこの現金払いとなりますと、収入役がちょっと渋い顔をされますので大変厳しいところでございますけど、本庁方式でないのは非常に難しいというところあります。確かにね。

だけど、歳入歳出等々の問題で当の大島町も非常に、保険料の値上げ問題とか税率の上げる問題とかというのが際立って目立ってくるわけございまして、そいじゃあどこが本当は住民サービスなのかというのを一つ一つやる必要性がありそうです。やっぱり、住民の方々にやはり信頼を得るのが我々の使命でもあろうと思うし、大島の住民を支える皆さんの力量にもかかっていると思います。

したがって、今の出産一時金等につきましても、やっぱり歳入歳出がはっきりしてるものについてはすぐ出してもいいという、立てかえ払いでもいいというぐらいの力量を発揮していただくのが一番ベターな方法じゃないかと考えてますんで、部長、その辺のお考えいかがでございますか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 一時金の現金の支払いということですが、これになりますと総合支所の方で対応にするということになると思います。やはり、総合支所の支払いといいますと、今金融機関が総合支所の窓口にないということですので、一時的に職員が現金を持つということになりますので、いろいろ全国的にもそういう何か問題ちゅんがよく起きておりますので、この現金を持つというのはちょっと問題があるのかなというふうに考えております。全国的にも、多くの自治体は口座振替という方法をとっているようです。

先ほど、町長申し上げましたが、受領委任払い制度というのがあります。これは、出産時に家庭の出産費用を準備する負担を和らげようという制度ですが、実際近郊では柳井市が実施をしております。現在、周防大島町の町民も柳井での出産というのが多いわけですので、制度をつくれ

ば活用は期待されると思っておりますが、この制度はやはり医療機関が受けなければならないという制度でありますので、一応原則は口座振替といたしまして、すぐに現金が欲しいよというふうな方におかれましては、個別に本課の方で相談に応じていきたいというふうに思っております。

また、この制度は、先ほど議員さん申されましたが、10月から35万円になる予定でありますので、それらのこと、また滞納者の対応もありますので、それらのことも検討しながら前向きに考えていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。実は、今の滞納者の問題ちゅうの部長からお話ありましたけども、一番大事な点なんですよその辺が。私としましては、やっぱり滞納者と直接対話ができるとか話ができるとか、そこで一応こういう方向性が出せるとかでお話ができるのが一つありますから、そういう利点もお考えいただきましてね、ぜひこの現金化という窓口で話ができる。

なかなか、滞納者に対しましては直接取り立てちゅうのも非常に難しい面がありますのでね、郵送はできますけども直接そこ行ってからお話ができないちゅうのがありまして、行ってもお会いできないとかというな幾つもの問題がありますから、一番いい方向性としてはやはりぜひ現金化支払いというのは窓口でお話ができるということがありますので、収入役は渋い顔はしておりますが、ぜひともよろしく御考慮いただきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

三つ目でございますけども、今過疎地で非常に、離島でございます、非常に大島の中でも沖浦と日良居局は町長の御返答のように大変苦勞をいたしております。実は、大島の中でも最近ではフリーターフリーターと言われるんですけども、実際にはフリーターでなくてこのADSL回線を利用して収益性を何千万も上げていらっしゃる人もいますから。

だから、ニートだフリーターだって言わないで、それを御利用いただいて収益性を上げる、各若い人でふえつつあります。あるいはまた、情報化の1年生の中にも、一回生の中にもこれが使えるということで、ぜひ中野課長ちょっとその辺も、NTTさんにも私どもも一生懸命お願いしていきますけども、課長のお考えもちょっとその辺をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。先ほどから町長もありましたように、ADSL2局開局しておりません。多額の経費がかかりますし、町が負担しなければなりません。その町負担分が75%ということで、これもずっとNTTと交渉の中でそこまで来たという格好です。NTTとしては、やはり接続希望者、ユーザーがある程度いなければならないというのが一つの条件でございます。

今後とも、町財政は厳しい折でございますので、やはりNTTと協議を続けまして、現在75%を町が持たなければ実現しない状況にありますので、これからもNTTとその辺を詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。1,000万円、500万円の機器と1,000万円の建物ぐらいだと思いますけども、2つ合わせて2,000万円の建物と、それについての75%、約1,500万円ぐらい持たないといかんということであって、町の財政としては町長としてもうんとは言わないというのもありますし、そういった面ではやっぱり、企業ですからねNTTさんは。自分が収益性上げてんですからやっぱりその辺は私たちも、県にも今からお願いしようと思えますし、国にも今の補助費用として何ぼ出していただけるかと、75%がせいぜい町が10%のぐらいの負担で済むような方向性があればと思って一生懸命考えているところでありますし、町長にもその辺はぜひ強行をお願いをしていただきたいことをお願いしておきます。

以上で私の質問終わります。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....  
議長（新山 玄雄君） 次に、7番、杉山藤雄議員。 スイッチ入れてください。

議員（7番 杉山 藤雄君） 一つは、農業振興について、二番めに、公共施設の管理について質問させていただきます。

農業振興について、この平成19年度いわゆる2007年度から、国は新たな経営安定対策というような形で、戦後の農地改革に匹敵するような大きな農政改革をやるというふうにしておるわけでありませう。

各県各町とも、各自治体ともそれに向かって一生懸命段取りをしておるのが実情と思いますが、我々の方へはマスコミを通じていろいろ各県なり各自治体の情報が漏れてきておるわけですが、基本的にはやる気と能力のある農業者を認定農業者とし、そしてまたやる気とやる能力がある集落営農組織へは、それを対象にして今後農政の補助金ちゅうか、重点的に進めていこうというのが基本になっておるようであります。

マスコミのその情報から見るところによると、水田農業を中心としたわが国の食料政策と外国農産物の輸入との競争、そういう絡みで価格保障的なことが多分にあるように見受けられるわけあります。特に、麦とか大豆とかあるいはバレイショとかテンサイとか、わしらには余り関係のないようなことも価格補てんの対象になっておるようであります。

いわゆる本町、周防大島の本町におけるこの今後農政の影響がどういうふうになってくるのかというのがどうもよう見えないのであります。国としては、平成19年度いわゆる2007年度の予算が始まるこの秋ごろまでには、その認定農業者の囲い込みちゅうかいいわゆる事務的な登録、あるいは集落営農組織の取り組み等をまとめていこうというようなことを言っておりますが、いわゆるこの周防大島において現在の国の農政が今後どういう影響を受けてくるのか、ひとつそこら辺を説明をいただきたいというふうに思います。

また、報道等から見る限りにおいては、みかん地帯にはどういう影響が出るのかさっぱり見えてこんど。本町は、西部の水田地帯と中東部のみかん地帯とがあるわけでありましたが、水田営農にはだいしょうこう見えるわけでありましたが、みかん地帯にはほとんどこう読み取れんというようなことでもありますので、ぜひ現時点における農政の方向等をひとつ説明を願いたい。

それから、また担い手の問題、あるいは集落営農組織の基準、ここら辺につきましてもだんだんだんだん、日にちがたつと基準も大分こう変わっておるように見えます。当初、認定農業者は4ヘクタール、集落営農組織は20というようなかなり高いレベルでやっておりましたが、最近ではどんどんどんどんそこら辺のあれが、様子が変わってきておりますので、そこら辺もひとつあわせてお願いしたい。

それから、現在までにこの周防本町が、来年度から始まるであろう農政改革に対応した担い手の確保をどの程度しておるのか、あるいはまた集落営農組織の育成についてはどこら辺まで進んでおるのか、いわゆるそこら辺の状況もあわせてお願いしたいと思っております。

それから、次に、新設する農林部の中に新設する担い手センターについてお尋ねいたします。

これは、恐らく初め申し上げましたような新しい農政に対応するための対応と思っておりますが、本町の農林課の中に設置する担い手センターの業務の内容とか人員メンバー、あるいは設置の場所、あるいは設置の期間、だれがチーフ、責任者でやるのか、そこら辺の担い手センターのひとつ中身についてお尋ねしたいと思っております。ひとつよろしく願います。

それから、三番目に、地産地消のことです。このことは以前から言われておるし、大変古くて新しいんか新しゅうて古いんか、耳にはたこができるほど聞くんでありますが、なかなか大島郡では、大島郡ちゅうか新町、この郡内では、新町内では目立った、なるほど地産地消の事業がよう行われておるといのがないわけです。

今回の議案の中にもありますし、議案ちゅうか予算の中にあります地産地消実践推進事業、このことについてお尋ねしたいと思っております。

内容的には、民間プロジェクトチームの編成をやり実践プランを策定する、今までの予算だけの地産地消対応より一歩も二歩も足を突っ込んだいわゆる実践プランというような言葉、さらには民間プロジェクトチームの編成というような言葉が出ておりますので大変興味を持っておると。

これについての説明をお願いしたい。

それから次に、公共施設の管理についてのお願いであります。これは、昨年3月の定例議会で私も初めて一般質問を立ったときでお尋ねしたわけでありましたが、そのときの答弁で、本町は18年度に向けて以降を検討しておるといふ答弁でありました。公共の施設の管理については、いわゆる民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図ることが大きな狙いであることはいうまでもありませんが、今日各地方の自治体も大変財政ちゅうかそういう面で改革の必要性に迫られてきておるといふと思いますが、行政の改革をスピード感が必要であるというよなことで、このたび今年度でそういう指定管理者制度が導入されたことにつきましては、実のところ大変早い対応であったというふうにも私もこのことについては敬意を表しております。

提案されておる50号議案から64号議案の中身をちょっと見てみました。その他の資料から見ましても、今回の指定管理制度への移行は、公募せずにいわゆる従来の管理委託をしておるその各種の団体を指定管理者として指定するというような様子に見受けておるわけでありまして、その条例等から見てそういうこともできるわけでありまして、別にそのことについては、何て言いますか口を挟む余地もありませんが、特に今回の指定制度に移行した施設を見ると、特にどういう考え方で議案に出ておる施設を指定管理にしたのかという、いわゆる指定管理にした目的というものがどうも、はっきりこの施設については特にこういうサービスの向上を目的にやっである、指定管理者の制度を導入した。この施設については、経費の大幅な削減をねらうてやっとか、そこら辺がはっきりわかりにくい面がありますのでできれば、全部というわけにはいきませんが、主なところの施設ごとのひとつ説明をいただきたいと思ひます。

それから、指定された指定管理者が第三セクターを初めとした各種、いろいろな形の今までの委託管理をされておるものが受けておるようであります。これらの団体の様子が議案だけから見ると余りよくわからんのでありまして、これが団体の主なもので結構でありますから、代表者の名前とか役員の構成とか従業員の数とか、あるいは16年度あたりの決算の内容等がわかればひとつお尋ねしたいとこのように思ひます。

それから次に、施設の収支の計画、いわゆる事業計画でございます。選定の段階において、条例によれば検討しておるといふと思いますが、いわゆる検討された中で終止計画が今年度これぐらいの収支計画でやってくれと、そして町が支払うべき管理費用については、これぐらいでひとつ今年度は頑張ってくれというようなものが予算書なりで見ればわかるわけでありまして、一つよわからんのが、この収支計画、指定管理者に指定された人の収支がほとんど、すべて赤でありました。

町から、持ち出す費用が、管理費用がこれだけですよという赤字の内容であります。これが計画以上に赤字が膨れた場合にどういふふうになるのかというよな点も大変不明瞭のよに思ひます。そこら辺をお尋ねをいたします。

それから最後に、この指定管理者制度に移行しない施設、いわゆるこの6月の議会、あるいは9月の議会等で移行しない制度の施設がまだまだ数多くあるわけでありましたが、これらにつきましても、当然今までのとおりの管理がされていくわけでありましたが、言葉はきついようではありますが、赤字が出て一般財源から補てんされるのでどうもぬるま湯につかったような感じで経営がされているんじゃないかと、我々の目から見るとそんな感じもいたしますが、いわゆるそこら辺の指定管理の管理者制度に適用されていない施設につきましても、ひとつ今後どういう対応をしていくのかあわせて御説明を願えたらと思います。

以上、公共施設の管理につきまして、あまりいい質問にもならなかったかと思いますが、どちらにしましても私は管理責任を、特に管理責任者を明確にして、そして事業計画、収支計画に基づいてそれを確実に履行して、そして施設のサービスと経営の改善をしていくことが町民に対する公の施設の最大の目的でないかというふうに思っております。公の施設を管理する皆さんには、大変難しい時代であります、ひとつ一生懸命頑張って町民のために役立っていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問の要旨の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく。

議長（新山 玄雄君） 質問の途中でございますが、暫時休憩をさせていただきます。15分休憩いたします。10時50分まで休憩をいたします。

午前10時35分休憩

.....  
午前10時50分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開します。

ただいまの杉山議員の質問に対する答弁を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、杉山議員さんの御質問にお答えいたしますがお答えになるかどうか、杉山議員さんかつてはその筋におられましたのでいい答弁になりゃいいがなというふうに思っておりますが、お尋ねの農業振興についてでございますが、農業農村を取り巻く環境は経済社会情勢の変化、あるいはまた国際化の進展の中で近年大変こう厳しさを増しておるわけでございます。

食料自給率の低下、あるいは担い手の減少や農業従事者の高齢化、また農産物の価格の低迷等々進行しております。特に、これまで生産の中核を担ってきました昭和一けたの世代のリタイア等の本格化に伴いまして、農業従事者の減少の過疎化が予想されておるわけでございます。

本町におきましても、あらゆる局面で農業の生産構造の脆弱化が進行いたしておるわけでございます。このような状況下におきまして、地域農業の振興はもとより担い手の対策、農用地の流動化対策、本町の基幹作物でございます柑橘の産地としての維持と強化を図る優良品種系統への

更新、それから小規模の基盤整備、病害虫の対策等を内容とする各種の事業を展開をしております。

御質問の、本町の農業を守る担い手の確保の現状とこれからの対策についての御質問でございますが、担い手の確保の現状につきましては、一つには新規の就農者の支援の推進をしております。

例えば、御存知と思うんですが橘地区で1名、平成15年、16年度に研修を受けまして、12.4アールの規模のイチゴの高設栽培を始めております。また、大島地区におきましては、1名が平成17年、18年度に搾乳牛18頭の規模で酪農を開始をしております。

今後の対策といたしましては、食料・農業・農村基本計画に基づきまして、周防大島町に根拠している生産者を担い手といたしまして位置づけ、認定農業者を核にいたしまして積極的に産地振興に努めていきたいというふうに考えております。

それから、二番目の、新設をする担い手支援センターの業務の内容についての御質問でございますが、センターの基本機能といたしまして、1といたしまして、就農希望者受け入れ態勢の総合調整、それから受け入れ環境整備と研修の事業が一つでございます。

それから、二番目といたしましては、農地情報の管理及び農地あっせん調整等の農地の流動化の事業、それから三番目といたしまして、援農ボランティアの育成、あっせん調整、農業紹介所の設置等の援農ボランティア派遣事業。これは、四番目といたしましては、新規就農者の支援、いわゆる技術とか経営とか資金等での指導でございますが、そうしたものを込めての認定農業者の育成、それから経営指導と担い手の育成事業、それから五番目といたしまして、営農指導のマネジメント強化、いわゆる営農指導事業などの業務を予定をしております。

設置の目的につきましては、議会の初日でありましたが行政報告の中で説明をいたしておりますので割愛をさせていただきます。

それから、二番目の御質問の地産地消の実践推進事業についてでございますが、地産地消推進プロジェクト事業につきましては、総合政策課が事務局となりまして昨年8月18日に本町の農林水産業の振興と地域の活性化を図るために町の職員で構成いたしましたが、10名によりましてプロジェクトチームを立ち上げたわけでございます。

食の安全、安心の仕組みづくりや食や地域を大切にするにやる心の育成、あるいはまた、地域における食文化の伝承の創造、この3つを柱といたしまして会議の開催とか現状調査、あるいはまた先進地の視察等の事業を行いまして、基本プランの策定を行おうとするものでございます。

今後におきましては、農林課が所管となりまして本町の地産地消推進の骨格をなすものとして、平成18年度には民間関係者を交えたプロジェクトチーム編成をいたしましてより具体的な実践プランを策定するものとともに、プランの実効性を検証するモデル事業を実施するこ

といたしております。

次に、学校給食に関しましては、地場産業食材の供給促進や食育ボランティアを中心とした食育の実践によりまして地域に根ざした学校給食を推進をいたしまして、次代を担う子供たちの健全な育成を図りたいと考えております。これらの多用な、主体の参画と多面的施策によりまして、地産地消を通じた地域アイデンティティの創出によるまちづくりを進めようとするものでございます。

それから、二番目の大きな課題といたしまして、指定管理者制度に移行する施設の選定基準についての御質問でございますが、基本的には現在管理を委託している施設につきましては指定管理者制度に移行することを原則としておりますが、管理運営主体といたしましては、直営化指定管理者制度に移行するかの判断基準といたしまして、まず直営で管理をしなければならない公の施設、または直営の管理が望ましい公の施設としていろいろあるわけですが、1に、個別の法律によりまして施設の管理主体が国または地方公共団体に限定されており、指定管理者制度の導入が認められない施設、いわゆる小学校、中学校の学校等でございます。

それから、二番目に、相談指導行政文書収集等によりまして、個人情報を取り扱っており、その管理は公的責任においてなされるべき施設、いうなれば保健センターというようなものでございます。

それから、三番目に、町民にとって特に重要なサービスを提供する施設で、町が責任を持って直接提供する必要がある施設、水道施設等がこれに該当しようかと思えます。短期間のうちに、政策の方針変更が見込まれる施設、例えば保育所とか給食センター、歴史民俗資料館等行政改革大綱や集中改革プランで統廃合や民間委託の検討が行われているものがこれに当たるわけでございます。

それから、五番目に直営としなければ国の補助金が受けられないなどの問題がある施設、例えば久賀の福祉センターのようなものでございます。

それから、六番目に、その他直営とすることが適当である施設、いうなれば病院とか看護専門学校がこれに該当するわけでございますが、これらが判断基準といわれております。

次に、指定管理者が管理することが望ましい公の施設といたしましては、単純な管理業務である施設が一つ、それから二番目といたしましては、町以外にも類似の施設を設置するものがある施設、それから三番目に、使用料利用料によりまして管理運営を行う収益的施設、それから団体等が保有する特別な技術、知識、やり方によりサービスの向上、利用者ニーズに応じた開館日とか開館時間の拡大等でございますが、それは利用者の増大が期待できる施設、それから団体等が管理運営するコスト低減が見込まれる施設などを判断基準として進めていくこととしております。

次に、二点目の指定管理者による施設の管理収支計画についてであります。指定管理料につ

きましては、指定管理者制度の目的であります民間の能力を活用しながら住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の節減を図る観点から、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づきまして施設の利用にかかわる料金を指定管理者の収入として収受させることのできる利用料金制を採用することとしております。

平成18年度におきましては、1年間の期間限定でございますが、非公募によりまして指名指定をしておりますが、指定管理料の設定は過去3年間の平均管理委託料の額をもとにいたしまして、平成17年度に管理委託料を上回らないようにするとともに、個々の施設の実情に応じまして、その施設の効用が最大限に発揮できるよう定めたところでございます。

なお、平成19年度以降におきましては、過去3年間の平均管理委託料をもとにいたしまして、原則公募により応募者の事業計画書、管理運営提案書、収支計算書、管理を安定的に行うことのできる人的能力の有無など、団体概要書等により適正な選定を行いまして、議会の議決を経まして指定管理者として指名することとしております。

次に、三点目の指定管理者制度に移行しない施設の経営管理の改善についてでございますけれども、公の施設の設置目的やその使命を再確認するとともに、旧町ごとに類似施設があるのではないか、または公の施設としての役割がなされているかなど、施設のあり方、あるいはまた管理運営の効率性、経済性など、管理運営全般にわたりまして見直す必要があると考えております。

このために、昨年12月定例会で御議決を賜りました周防大島町総合計画基本構想におきまますまちづくりの重点施策に掲げておりますとおり、少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性に配慮しながら、公共施設の有効活用、あるいはまた統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を平成18年度から策定に取りかかり、経営管理の改善を図っていくこととしております。

また、現在指定管理者制度の適用除外といたしましております施設につきましても、今後の状況の変化や社会情勢の動向等を勘案をしながら、指定管理者制度導入につきまして検討を行いまして対応してまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 公共施設についてでございますが、各施設ごとの説明をということでございますので、私の方から産業建設部所管の二、三の施設を例に出して説明させていただきます。

まず、赤字の場合の対応をどうするのかということでございました。これに関連いたしますが、収益が生じた場合の利用料金返還の考え方ということで町の方で決定をいたしております。

これにつきましては、各団体から提案された事業収支計画を踏まえまして、協定書締結までに双方で協議上決定することになっております。公の施設では、収益の一定割合を返還させる例、

それと一定額を返還させる例がございます。本町では、指定管理料が発生している施設は経営利益の50%の額を指定管理者の利益とし、残りの額を町に返還する。また、指定管理料が発生しない施設は、一定額を納付させることで考えております。

したがって、先ほどの赤字の場合の対応ということでございますが、赤字の場合でも経営期間中は町からの赤字の補てんはしないということになります。ただし、先ほど申しましたように、収益が生じた場合、この場合には経営利益の50%の額を町へ返還してもらうということになります。

各施設ごとの説明ということでございますので、二、三例を挙げます。この指定管理料の設定の根拠と申しますか、基準でございますが、先ほど町長が申しましたように施設の過去3年から4年間の決算状況を見ております。それと、団体等から提出されました提案調書の収支計画書、さらに長浦スポーツ滞在型施設でございますが、これは平成17年度に実施をいたしました経営診断、これを参考にしております。

それでは、長浦スポーツ滞在型施設でございますが、これは瀬戸内海リゾート株式会社を単独指定しております。平成14年度から16年度の平均決算額でございますが、2,900万円でございます。指定管理料の予算額は2,700万円でございますので、93.1%、6.9%の減額としております。

それと、陸奥記念館、陸奥野営場、なぎさ水族館、青少年旅行村、サン・スポーツランド片添、遊湯ランド、この6施設につきましては一括で予算計上しておりますので一括で説明いたしますが、社団法人の東和ふるさとセンターに単独指定いたします。

平成13年度から16年度の経費でございますが、平均決算額2,050万円、指定管理料予算額は1,600万円でございますので、78.0%、22%の減額でございます。

それともう1点、代表ということで総合交流ターミナル、道の駅でございますが、これは有限会社サザンセトとうわを単独指定いたします。この施設につきましては、利用料金で賄えるということで指定管理料は発生しておりません。

ただし、町への寄附金ということで過去実績がございますので、18年度の納付額、これは有限会社サザンセトとうわの提案調書の収支計画書、これを参考にいたしまして50万円を町へ納付するという形で協定書を締結することになるかと思っております。

最後に、従業員数ということでございましたので、代表といたしまして片添ヶ浜温泉の遊湯ランドでございますが、これは団体からの事業計画書でございますが、総括責任者が1名、業務責任者が1名、ただしこれについては兼務でございます。業務担当者が正が3名、臨時職員が1名、その他で臨時職員が1名、これは調理業務でございます。それともう1人、繁忙期の業務補助ということで臨時職員が1名でございます。

もう一つ、総合交流ターミナル、道の駅でございますが、直販所の職員が2名、臨時が5名、食堂が職員が1名、臨時が13名、支配人が総括として1名となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 持ち時間がようけありますけえ（発言する者あり）いや、まあ気にしちよりますから簡単で、この初めの農業問題で、ちょっと私の意図することちょっと質問が脇へ行ったように思うんです。

私はね、各地の県なり自治体で認定農業者の確保を今盛んにこうやっておると思うんですわ。大島町、この周防大島町で認定確保はどれぐらいやってるか。これはこの前委員会で、現在56名で新規に3名で59名確保しておるといような説明がありましたのでその点は承知しておるんですが、この農業のやる気と能力がある人が経営改善計画をつくって、そして町の段階で市町村の基本構想に照らして審査をしてそして認定をするというふうになっておるんです。

この町のいわゆる新たな経営安定政策の事業に対しての市町村の認定農業者を審査する基本構想ちゅうのは、どういうものですか、ありますかありませんか、それとも今からつくるんですか、つくりませんか。まずこれを一つ、余りえっと言いよると何を言うたやらわからんようになるけん、まず一つずついきます。これ、これでいきます。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） お答えします。今、認定農業者の審査はあるのかないのかということでございますけども、年に2回この認定農業者を審査する協議会がございます。それで、今先ほど言われましたように、ことし、去年の12月ですか、56名から59名、一応3名ふえたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 町の基本構想ちゅうのはどうですか、農業認定者を認定するための町の基本構想ちゅうのはどうですか。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） 町の基本構想と言いましたけど、先ほどから言われますように大綱がございまして、17年度に基本構想、認定、横断的な基本構想の改正がありまして、今それに沿った事業を進めておりまして、その中にいろいろございまして、もちろん認定農業者は農業経営のスペシャリストということを目指すために農業経営改善計画を作成し、市町村が認めるということで今種々検討いたしているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 初めにもちょっとお尋ねしましたが、国は認定農業者は4ヘク

タール、そして集落営農組織は20ヘクタールというような構想で打ち出しておりますが、山口県なりこの大島郡はどういう考え方で、それにいろいろな条件があっていわゆる縮小ちゅうが基準を下げていくというのがこういうふうに出ておるんですよ。それを、大島、山口県なり大島、この大島郡つつちいけませんね、周防大島町ではどういうふうになら考えておられるんですか。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） お答えします。今認定農業者は、先ほど言われましたように4ヘク以上ということになっておりますけれども、この中に条件がございまして、不利な中山間地域また経営規模の特例がございまして。

例えば、認定農業者につきましては、周防大島町といたしましては4ヘクの8割、3.2ヘクです。また、さらにその中の中山間地域であれば3.2の8割ということで2.6ということで今考えております。それで、今周防大島町でこの対象となるのが約5軒程度、水田農家です。もちろん。水田農家で5軒程度あるということでございます。

それと、集落営農につきましては20ヘク以上でございますけれども、このまま、今先ほど言いましたように条件がございまして、中山間地域につきましては20ヘクタールの5割ということで10ヘクでよいということになっております。一応そのように今検討しております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 今お答えをいただいたのは、水田農業でそうだと思います。みかん地帯については、ちょっとそれでは基準が高過ぎるしもっと低いことが設定されておるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうですかね。余りわしの方へも入ってきておりませんが。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） みかん農家につきまして、今現在該当するところはございません。それで今、先ほど言いましたように集落営農ということになると、なかなか柑橘でございますのでそこら辺が難しいかなということで、先ほど言いましたように今該当するところは水田農家で、もちろん認定農業者であって中山間地域であって、大体5軒程度、柑橘につきましては今のところは今該当はございません。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 実際、なかなかまだ具体的なものが入ってきてないようではありますが、私の方もわからぬので聞いたわけではありますが、いずれにしても水田農業地帯では既にかなりその担い手の困り込みが進んでおる。

しかし、この周防大島町は、西部は水田じゃが中東部はみかん地帯でありますので、しっかりそこら辺みかん農家の認定農業者の問題、みかん農家の集落営農組織につきましても、山口県の場合特にこの大島が中心でそういうのがありますので、周防大島町が先頭に立ってそこら辺の要

件とかそういうものを取りまとめて、むしろ県の主導ちゅうよりも町の主導で進めていっていただきたいというふうに思います。いずれ近いうちにそこら辺のものは出てくるんじゃないかというふうな感じはしております。

それともう1点、初めにも申し上げましたように、国はやる気と能力、あるいは一定規模、一定年齢というようなことを言うてきておりますが、それからいくと大島の3,000戸ぐらいある農家のうちほとんどが基準から外れてくる懸念がされるわけであります。

私は、その基準以下のいわゆる認定農業者にないものをいかにして救うかというのが大島の農業の大変大事な問題になってくるので、この国の制度が平成19年度以降いろいろな形ではっきりしてきますが、ひとつその認定農業者から外れる大多数の農業者の問題についてもしっかり、はあわしら町も国も相手にしてくれんのらしいというようにならんように、100歳まで生き生き老人の島というのを歌うておるわけでありますので、しっかりその対応をお願いしたいと思います。それに対する回答も出にくいと思いますが、しっかりそこら辺は考えてもらいたい。どうも、切捨てにならんようをお願いをしておきたいと思います。

次に、公の施設の管理について質問してきたわけでありますが、初めてのスタートでいろいろ問題は多いと思いますが、私は公募できるものは公募がいいと思います。それからまた、事務局の説明では次の年度から公募にできるものは公募にするというふうに言われております。

公募でないと、民間の能力とか民間の活力を利用してとか言うて立派なことを歌うても、今までどおりのものを指定して、そして3年間4年間のぬるま湯をするって言ったら言葉が適切でないかもわからんが、その事業実績に基づいて管理料を決めたちゅうよじゃそれは活力も能力も生かせんですよはっきり言うて。

そういう意味で、この公の管理の施設の指定管理制度が本来何を目的にしちよるんか、いわゆるサービス、住民サービスの向上と管理の、何ですか効率化、能率化、いわゆる冗費の節減とそういうことを望んでおるんですから、しっかりそこら辺は十分ねらいを定めてやっていただきたい。

最後になります。これ要望も含めてであります。やっぱり、企業の理念、企業の感覚を行政の中に入れると、常々町長は毎年の施政演説ち言いますか、そういう中でも言うております。私は、企業感覚を入れるのは大変大事と思います。

最近では、国を初めとして行政に企業感覚を十分取り入れてと、そして効率行政というような言葉も端々に見えてきておりますが、やはり私はこの公の施設をサービスを向上し、そして今言う経営の改善をするにはやはり魅力ある施設づくり、いわゆる施設そのものが公の施設そのものが魅力がないと、やっぱりサービスの向上もできんし経理の改善もできん。

魅力ある施設づくりというのは、基本的には経営の管理者にすべてある。やっぱり、経営を管

理する人が適切な人がその管理者にならにゃあやはり効果が出んと思いますので、そこら辺はしっかり御認識いただきまして、責任ある運営管理責任者を配置していただきまして、そうして公の施設が合理化改善できるように、ひとつ切に希望いたしまして一般質問終わります。どうぞよろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 公の施設の指定管理制度についての御質問でございましたが、議員御指摘のとおりでございまして、さきの本会議でも申し上げましたとおり、本来であれば18年度から公募制の指定管理者制度に移行するということが原則でございます。

しかしながら、本町の場合16年の10月の合併ということでございまして、実際にはこの制度を導入するには約1年半短くてもかかるということでございまして、18年からの導入には若干時間不足であったということで、今年度は指定管理者制度には移行しますが非公募でということといたさせていただきます。19年度からは、先ほど部長からの説明もありましたように、可能な限り公募制での指定管理者に移行したいと思っております。

また、さきの本会議でも若干御説明いたしましたが、先ほどから名前が出ておりますような第三セクターとか町が設立した財団法人、社団法人が受けておる施設がありますので、これらの法人、三セクとか社団法人、財団法人につきましては、やみくもにそこが排除されるということが果たして、指定管理者にならなかつたときをどうするかということもあわせて考えながら指定管理者への移行ということも考えなければならぬというふうに思っております。18年度中には、それらも含めて結論を出してまいりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 以上で、杉山議員の質問を終わります。

.....  
議長（新山 玄雄君） 次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） このたびの定例会初日、町長の施政方針の中でも、また助役より今後の財政見通しについて詳細に説明があったところであります。一般財源の80%を占める地方交付税が、実質的に5年間で14億円削減されているのが現状ということで、この地方交付税の削減に伴い極めて厳しい予算編成となったのであります。

また、大切なのは、地方交付税の制度そのものが国庫財政悪化の一因となっているばかりか、地方団体の自立心をゆがめ、健全な地方自治の発展を阻害しているとの見解から、その算定方法も含めて大幅な見直しながされる可能性が高いとされているところであります。まさに、税源に恵まれない市町村にとって、今後の行財政運営の環境は一層厳しいものとなろうとされております。

まさに、ここまでの事態を迎えるとは夢想だにもしませんでした。全国に先駆け大島郡4町

の合併は賛否両論激論がまじわされる中でも、財政基盤の充実を第一目標に周防大島町の誕生に至ったことは大きな決断であったといまさらのように思うとともに、時の合併協議会委員長並びに委員各位、そして御尽力いただいた皆様に対し心より敬意を表するところであります。

こうした現状を踏まえまして、今町民の中で一番の関心事は新庁舎建設問題であります。このたび、1,200万円の調査費が計上され、これからのこととは思われますが、時期的なことを思うとどれだけの緊急性があるのか、また県の総合庁舎建設が中止になったことも踏まえ、より慎重にかつ的確にアンケート等で住民の声を聞き集約することも必要ではないかと思いがいかでしょうか。重ねて、基本調査費には流動性があるものと確信していますが、財政状況の説明も含めまして新庁舎建設についての住民との意見交換会を求めるものであります。

また、今分庁分散方式における利便性等の諸問題を解決するののも一つの課題と思われませんが、一つの案として、まず本課機能を2カ所に集中するというのはいかがでしょうか。2カ所に集中することによって、住民からの不満も大幅に解消されるのではないかと考えられます。また、住民サービスの低下とならないように、組織機構改革と各総合支所の一層の充実が求められると思われませんが、どのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 尾元議員さんの庁舎建設についての御質問でございますが、冒頭田村議員さんの方からも御質問があったわけでございまして、その回答と重複するかもしれませんが、いざ発生をいたしたいと思いがいかと思いますが、大変こう財政的に厳しい中でまず緊急性があるのかどうかということでございまして、御存知と思いがいかと思いますが、東南海、南海地震は今後30年以内に5割並びに6割の確率で発生するというように言われておるわけでございまして。

したがって、きょう来るかあした来るかもわかりませんし、あるいはまた30年経過しても発生しないかもわかりません。そのような状況でございまして、いざ発生をしたときには、県が建設を予定しております防災の拠点施設との連携がなくてはならないものというふうにしておるわけでございまして。一分一秒を争うような事態になるわけでございまして、これとの連携は必要不可欠であろうというふうには思っています。

したがって、18年度予算で庁舎の調査検討をする予算を計上しておりますが、私といたしましては、住民の安全安心にかかわるものでございまして、緊急性は極めて高いというふうにして認識をしておるわけでございまして。

次に、県の総合庁舎が中止になったことも踏まえまして、住民の声を聞くアンケート調査等が必要ではないかとのことでございまして、行政の推進に当たりましてアンケート等によりまして住民の声を聞くということも大切なことではあります。今回のような庁舎問題という個々の政策決定に当たりましては、アンケートをとるといことはより慎重に対応しなければならないと

考えております。私といたしましては、住民代表でございます議員各位の御意見をお聞きをしながら、十分な議論を戦わせながら政策を遂行していくという気持ちでございます。

次に、提案の2つの庁舎、これございましたね、あったよね、2つの庁舎方式ということでございますが、さきに答弁を申し上げたとおり、現在の分庁分散方式から今後予想されます職員数の削減、あるいは事務効率並びに本庁方式への取り組み等を見据えた庁舎のあり方につきまして、建物の規模とか機能とか、移転するとすればその時期、あるいは現在現庁舎で、この庁舎ですが、の活用などを調査検討することにしておりますので、選択肢の一つとして考慮することも重要であるかと考えております。

また、総合支所の充実ということですが、基本的には総合支所の機能は対住民の窓口業務が主なものであるというふうに認識をしておるわけでございまして、将来本庁方式に移行したならばさらにその色合いは強くなるものと思っております。したがって、住民の方に不便をおかけしない範囲での機構改革や調整は必要であるというふうに考えておるわけでございます。議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） まず、アンケートの件でございますですね、このたびアンケート等で私の方から住民の声を集約してみても提案したのはほかでもありません。先ほど申し述べましたように、県の総合庁舎建設というものが中止になったことであります。

それによって、したがって何がと言いますと、新町の事務所の位置に関する協定の解釈と言いますかその辺の問題であります。当然ながら、附帯決議ですね、これは総合庁舎建設の中止になったことによって、その効力自体が消滅したと思われるわけであります。

一方、協定項目の本文中にあります本庁の事務所は久賀町に置くことがふさわしいが、当分の間新町の事務所は現大島町役場に置くという解釈であります。その背景には、位置的には久賀町がもちろんふさわしいんではあります、財政的にもまた新たな庁舎は建設をしないという思いが込められているものではないかと私は解釈するところであります。まさに、財政的面を本位に考えた紳士的な協定内容ではなかったかと思うわけであります。

また、大切なことは、合併協議を行っていた当時よりその財政状況というのはさらに悪化している現状であります。これは、先ほど述べたとおりであります。議会の初日より、また助役から説明があったとおりでもあります。

このような状況を十分に踏まえる中にも、町民に十分な情報提供を行いまして意見を求めることは、政策判断を行う上では決して遠回りではないのではないかと考えるわけであります。

例えば、水道料金とか保険料がどうこうとか、そういった個々のことについてアンケートとかいうのはとかく全く考えられないと私も思います。しかしながら、このたびのような重要案件につきまして、また合併協のときも第2回目ぐらいに提案された内容が最後まで尾を引いた、住民

にとって最重要の課題でもありました。

そういったことを、やはりしっかりと今後の政策決定の部分でアンケートとるのはいかなるものかという見解ではなく、より一層何か体質の違うアンケートになるのではないかなと私は思っております。

そういった中で、住民の声もただただ私たちも、不安という部分でしか聞きとめておりません。そして、まさに東南海、南海地震のことにつきましては、先ほどの田村議員さんの御答弁をいただいたとおりの内容は確かに承っております。

そういった中にも、今課題は何かと思うんですが、それはやはりつくるかつくらないか、それがやっぱり原点ではないかなと。やはり、ちょっとアイデアを持つことによって、その機能は十分に発揮できるそういった形にもっていけるのではないかなと思うわけであります。

まさに、一分一秒を争うという中に、また県からの出先機関の機構も合併協当初とは大きく変わってまいりました。また、警察署のあり方も今後また変わってくるようなお話も伺っております。じゃあ、今こうした情報化社会において、その一分一秒が争えない状況に建設しなければならぬのかというところが大きな論議ではないかなと思うわけであります。

このたび、本当に1,200万円という調査費が込められてるわけでありますが、そういった中にその調査に当たって、その調査委員会というのが設立をされるのか、またもしされたとしたらどういった形でちょっと人選されるのかお伺いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 後段の調査に当たっての調査委員会、あるいは人選の関係でございますが、今現在はまだ白紙の状態でございます。どういった形で取り組んでいったらいいかということにつきましては、新年度になって十分中身を詰めていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） この庁舎問題につきましては、確かに住民の皆さんからは大きな関心事であるんですが、そういった中で私が最近感じているのは、合併して1年半がたちまして、そういった中で最初はそれぞれの地元意識というものをやはり強く感じておりました。

いうなれば、我田引水的な要素の言葉を節々に感じておりましたが、最近ではそのとげとげしさと言いますかそういったものも余り感じない中に、周防大島町全体のために今何を一番に真剣に考えていかなければならないのか、また本当冒頭に申し上げましたように財政再建という重要課題、その部分と町全体の利便性、その辺がある意味天秤にかけられた部分ではないかなとも思うわけであります。元気にここに安心のまちづくりというために、今本当何をよしとするか、いま一度冷静に考えてみるべきではなからうかと思うわけであります。

最初に述べましたように、今の時代ときの流れに今は逆行することなしに、今の時代というの

は表現をすればやはり創意工夫ではないかなと思うわけであります。その言葉に尽きると私は思っておりますが、この財政状況というもの、またこれ、また本当に真剣に考えるべきと今思っております。

私は、先ほど総合支所のことにつきまして御答弁をいただきまして、窓口業務というものを主体に、ほでまたこの流れは本庁方式になることによってより一層強くなるだろうというお言葉いただきましたが、この総合支所の機能として私は、例えば県の方から防災本部を伴う形のすばらしい施設が久賀町、旧久賀地区ですね、今の久賀地区にできることに対してはまことにありがたいことと思っております。

でも、その一分一秒を争うていう中に、各地域のじゃあ被災者というのはどうしたらいいんだ、総合支所を中心にして、その各地域に本当に防災施設が求められるときではなからうかと思うわけであります。まさに、50%から60%の確率でと言われますが、本当に地にいて乱を忘れずという言葉がありますが明日かもしれません。

ただただ、広報等での私も防災に対する啓蒙と言いますか、意識の高揚という中に、まだまだどういった形で町民にその防災に対する意識を高揚していくかというのには、内容としてはイベント的なものをしっかり催す中に意識を高めましよう、そういった広報の内容でした。

本当にこれでいいのだろうか、県がここまでの予算を投げて周防大島町に投資する、それに対する姿勢であります。やはり、総合支所なるものが窓口機能ばかりでなく、いざというときのそういった緊急時にしっかりその地域地域に対して対応のできる総合支所であってほしい。また、そういった避難場所をしっかりと確保する、それが県が中央に求めてくれる周防大島町のより一層の対策ではないかと思うわけであります。

また、このたびもそういった予算的に厳しい中に、各地域での防災訓練費というのも総務の方で設けておりましたがほんのわずかな金額、これもまた現状として果たしてどうなんだろうかと思うわけであります。

金額的にどうこうではありませんが、そうしてとにかく住民からの意識の高揚、そして各地域4地区が合併した周防大島町であります。久賀町がそうして、久賀地区がその防災の拠点となるんなら、その拠点に対してのネットワークとさらなる各地域の災害時の充実、それが緊急に求められるところではないかなと思っております。

最後になりましたが、本当に慎重にかつ的確な方向を持ってこの施策に取り組んでいただきたいと思うわけであります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 答弁。中本町長。

町長（中本 富夫君） それではお答えいたしますが、県の方におきましては、やはり島で一番

安全な地域、いわゆる大学の先生等の検討の結果、久賀に防災拠点を置くということでございます。

しからは、私といたしましては2万2,000の郡民の命を守るためにも、その拠点と併設をすると、その側に建てたいということでございまして、いかなれば生命を守るためには大変苦しい財政状況ではございますが、できるだけ予算を割愛をいたしまして建設をしたいというふうに思っております。それが、行政を預かるものの使命であろうというふうに私は認識をしております。

したがって、私はアンケートをとるといようなことはなくて、議員最高決議機関でございます議会において、皆さん方の判断によりましてこれを建設したいということでございますので、今後ともひとつよろしく御理解のほどをお願いしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 町長の御決意の方は本当によくわかりました。本当そういった中で、どういった手段が一番いいのかという部分で、しっかりと冷静に郡全体の利益というものを考えて、かつ創意工夫、その中でアイデアを持って本所の機能を久賀で発揮できる形をとらえていただきたいと私は思うわけでありまして。町民代表としての意見であります。

最後になりますが、これは某新聞に3月4日付で出ました久賀町に本庁舎新築計画という大きな見出しで出たものであります。この最後の部分に、こうして建設計画が進む中にも現町の庁舎は築7年である。この大島庁舎であります。で、それが移転するという話のことが書かれてあるわけでありまして、このため本庁舎がなくなる旧大島地区の町議を中心に反対も根強いというような表現がなされておりますが、こういったところはあえて言えば町民に混乱を招く部分であります。

決して、大島地区から離れていくという、本所が離れていくという思いは毛頭ございません。それより、いかに住みよい周防大島町になるか、住みたくなるまちづくりかつ創意工夫された形で今本所機能が久賀を中心にでも発揮できるか、そういった部分をしっかりと御協議いただくことを切に望むものであります。

町民に、この話が出るたびに私はあるのになぜつくるのと、そういった意見しか聞きません。場所は二の次であります。そういった思いで、大きな大局の場に立って私も意見を述べさせていただいております。その部分をしっかりと御理解いただく中に、決して町執行部を非難してるわけではございません。町民の意見として私も述べさせていただきましたので御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと、一、二点ほど補足的に申し上げます。

先ほどの質問の中で、合併協定項目にあります新町の事務所の位置の件が消滅したのではないかというふうに理解しておるといふ発言がありましたが、私どもはこの合併協定項目の新町の事務所の位置を久賀町に置くことがふさわしいということについて消滅したというふうには思っておりません。

その後の、附帯決議につきましては、新町の事務所は改築後の県総合庁舎の所在地とするというふうに出ております。要するに、改築後の県総合庁舎の所在地ということなくなったということでございますので、改築後というふうに明確に示されておりました時期につきましては、ここでは協定項目から外れたというふうに思ってるわけでございます。

その前段にあります協定項目の、事務所の位置が久賀町がふさわしいという協議がなされたことについては、これは変わっていないというふうに認識してるわけでございます。

それと、アンケート調査のこともいろいろありましたが、やはり最終的にはそれは議会の代表である、町民の代表である議会の議員さんの皆さんとこの今回の調査結果をちゃんとそれを済ませまして、それをもとに御議論をいただきたいと思うわけでございます。

要するに、そのアンケート調査にいたしましても、そのすべての調査結果を載せてからアンケートをとるというのは非常に難しい、また財政状況も踏まえまして、それらもすべてアンケートでということになりますと、アンケートはやはり択一的な、二者択一かまたは四者択一とかそういうふうな形になって、なかなか説明不足、ちゃんとした説明ができてないままで結論を導き出そうとするという形にややもするとなるのではないかというふうに思っておりますで、また調査結果を詳細に議会にも報告しながら御議論をいただきたいと思っております。

先ほどの、また新聞報道につきましては、これは報道機関が書くことございまして私たちがそういうふうなことを言ったというわけではございまして、御理解をいただきたいと思っております。

また、総合支所の問題なんです、総合支所、各総合支所に対して窓口業務ということは通常の業務のことございまして、例えば災害時、または災害が予想されるときにつきましては、既に体制として各総合支所に建設関係、または防災関係の職員、職場における以外の職員を各旧町単位で10名ずつぐらい、いつも災害時に呼び寄せられるという制度をつくっております、常時それを総合支所に張りつけておくというのは非常に不効率ということございまして、そういうことが予想されるとき、または災害が起きたときには、東和庁舎であれば旧東和町出身者をそこに10名ばかりすぐ呼び寄せられるというシステムというものを立ち上げておりますので、できるだけそういう形で総合支所においても災害対応ができるということにしたいと思っております。

また、避難所等が久賀の防災拠点だけではなくて各場所に必要ではないかということござい

ますが、当然のことございまして、今回地域防災計画が最終段階に煮詰まってきておりますが、この地域防災、新しい地域防災計画の中では、例えば非難所にいたしましても例えば大雨のときの避難所、台風のときの避難所、または地震のときの避難所、津波のときの避難所と、すべてが使える避難所といろいろのパターンがあるわけですね。

だから、今までのように例えば避難所ですよというふうに指定されとつても、例えば海端にある避難所だったらこれは津波のときには当然使えんわけでございますので、そこらあたりはちゃんと精査いたしましてちゃんと各地域でいろいろな予想される災害に対応できる避難所を設置しようと、指定しようというふうなことを今行っておりますので御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 濟いません。先ほどの新聞報道につきましてはもちろん、こういった形でよく私たちも言われるからという部分で、そういった思いは全くなしに周防大島町全体のことをとらえておるんだと、そういった見解で意見を述べさせていただいている部分だけ御理解いただければと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

.....  
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

一般質問の続きを行います。16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の一般質問は、まず最初に岩国基地問題について町長の見解を問うものであります。

今回、ツープラスツーの中間報告を受けて、厚木基地からの艦載機移転についていろんな議論がありましたが、結局岩国においては是非を問う住民投票、この間いろんな圧力がありましたがそれをはねのけ、圧倒的多数で艦載機の受け入れ反対が可決しました。

この中身は既に御承知のとおりであります。価値が大きい点としては投票有権者資格、この過半数を超えて住民投票条例が可決成立という結果でした。この結果は、私たち大島の島民にとつても大きな励ましになりました。とともに、全国の米軍基地を抱える自治体の住民、これに大きな勇気を与えた結果になりました。

私たちの住んでいる大島でも、実は施設庁から説明に来ました。その中で、明らかになったの

は由宇、岩国地域についてはいわゆる基地の建設について騒音被害は縮小するという言い方がされましたが、大島島民については少なくとも被害拡大する、騒音被害拡大するということを認めました。これは事実であります。

こういう中から、安心安全なまちづくり、この先頭に立つ町長の立場として、国に対して最後までいわゆる大島島民にとっては今回の被害は拡大になる、困る、この立場を堅持し、反対し、白紙撤回を求める、この声にこたえることが周防大島町の町長として大事な視点ではないか、ましてや22日には県も国に回答するというふうなことを言われております。そういう中で、実態としてはやはり私は、今島で起きているいろんな声を聞いたら、最後までこの堅持を求めたいというふうに思います。

次に、基地に関連しもう1点は、いわゆるいろんな議論がありますがもう一つの点としては、防衛施設庁が説明したコンター図、これ自体も実は飛行ルートがあいまいである点が明らかになりました。これ施設庁の説明でも、いいのですが、飛行ルートについては、今後アメリカ軍との協議をしていくんだという答えざるを得ませんでした。

また、当議会側から皆大島を経由するんじゃないかという意見も出ました。まさに、ルートがまだ決まっていない段階で、70年代否定されたいわゆる物取りの交渉ではなしに、実は大事な点はあくまで大島島民にとってどのような影響が生まれるのかこの解明を国に求めていく、この点が大事だというふうに考えますが、この点でも町長の見解を聞きたいというふうに思います。

二点目、これは法定協の確認事項や協議事項、これが改めて通年予算としては2年目に入りますが、大きな変化を見せております。通知では、確認された町民負担増やサービスの後退の状況、これをやはり私は明らかにしていく必要があるというふうに考えます。

とりわけ、この間どのように町民並等に説明したかと言いますと、実は合併前の議論は前提として、サービスは高く負担は低く、住民生活は例え合併しても何ら変わりはないんだ、安心してください、これが説明の柱でした。

その後、合併が決まってからどういう宣伝がされたか、今度は住民サービスや負担の問題などについては、全体としてはサービス低下や負担増は起こさない、こういう説明をされました。それで、今日時点での宣伝はどうかと言え、合併しなければもっとひどくなった、これが今宣伝の論調になっております。私は、この点では見解を異にしておりますから、私は論拠はないというふうに考えております。

それでは、具体的に通告しちよる内容でどう具体的に変化をしたのか、住民部分、例えば法定協等で確認された例えば国民健康保険税、これについては加入者世帯当たり、また被保険者1人当たり一体幾らの引き上げになるのか、また同様に介護保険についてはどのようにとらえているのか。また住民サービス部門、この負担増は一体どうなっていくのか、影響分ですね。そし

てまた、制度廃止に伴ういろんな分野が既に当議会でも明らかになっておりますが、そういう影響はどのように額としてとらえているのか聞きます。

次に、職員定数についても聞きたいというふうに思います。ずっと議論を、法定協私傍聴する中で聞いておったのは、逆ピラミッド型の構成を防ぐという立場で聞いておりました。

しかし、今度の集中改革プランを見ますと、実際的には22年までに、いわゆる21年までに45人の退職に対して補充が4、そしてまた22年を入れると60の退職に対して6人しか採用しないというのが皆さん方の示しちよるプランです。こうなると、ひずみはどういうふうに考え是正されていこうとするのか、この点にも聞いておきたいというふうに思います。

次に、これだけの変化があるのに、庁舎の位置に関する附帯決議に固執することは非合理的であり非生産的である、この点での町長の見解を求めるという点を通告しております。

この点では、先ほど助役の方から附帯決議部分については明確に、いわゆる県の総合庁舎がなくなったという表現がされましたので、この部分は文章的には死滅したという答弁がありました。それでよいのかどうなのか、再度確認しておきたい。

また、こういう状況の中で大きな部分が、実は財政の問題もあります。法定協で示した財政等を見てみますと、あの当時した議論、これは実際地方交付税等を過大見積りがあるんじゃないかという指摘をしました。

といいますのが、トータルで大体1,188億円余りのトータルベースを出しとったが、実際的にはかなり過大部分があるんじゃないかという議論もしました。また、繰り越し部門についてもあの当時議論したのは、ゼロでずっといっとるけどたしか50数億円は繰り越し分として当時のいわゆる財政計画の中に入れちゃってもおかしくないんじゃないかという議論をしました。これは、旧町単位のときに議論しました。

また、今回今までの旧4町の財政論の大きな欠陥は過大な投資による累積債務、これをどうするのかというのが大きな論議の部分でした。それは、結局ずっと同じような普通建設を繰り返しながら過大な、いわゆる実際的には投資をしていった。ですから、金額的に言えば250億円余りの一般会計とのいわゆる借金残高という格好で、これは近隣で言えば柳井市あたりと比べても実は20億円から30億円も大きいという状況なんですね。ここにメスを入れないと、どんな財政計画をつくってもだめなんだということも指摘しました。

ただ、私が今言いたいのは、財政論で言いたいのは、あの当時間違っちゃったら間違っちゃったでしょうがないと思うんです。やっぱり、新たな財政フレーム、例えばあの当時議論したのは、起債残高のピークをいつごろまでに見るのかこの点が不明確だとか、普通建設の投資額、1年間で35億円もするようなのは実際的に無理なんだというような議論をしましたから、普通建設はどのぐらいのベースでいくのかというような部分をやっぱり新たに今日的議論をしていか

んにゃいけんのじゃないかという点でその対比を報告できれば、例えばあの当時の普通建設で言えば、この2年間で76億円ぐらいの普通建設、17、18年でやっちゃったと思います。

それをもとに、一気にその半分ぐらいの数字は羅列しておりますが、実際的にはどういうふうに見ていくのか今から先ですね、どういうところを修正しようとするのか、こういう点でもっともっとやっぱ近似値の数字を出していくことがより大切ではないかというふうに考えてる。

ですから、議会や町民に示したあの当時の10年から15年計画、平成16年から32年に向けた財政、いわゆる財政計画このことの見直しを早期にやる、この点が大事じゃないかという点で何回も何回も言うてきました。その点での見解も聞いちょきたいというふうに思います。

そして、合併後1年半になりますから、少なくともあの当時の思いと実際的な今の状況、財政的にもかなり変動しましたから、当然住民に説明するいわゆる責任があるというふうに考えますので、当然町長としては旧4町単位できちっと今の状況を住民に説明する必要があるんじゃないか、この点での見解を聞きたいというふうに思います。

次に、教育問題について移ります。1つは、今かなりの地域で説明会がやられております。実際的に、私は学校の統合廃校問題は、過疎地においては子供たちの問題だけではなくいわゆる地域の問題を含んでいるというふうに考えております。

しかし、一步間違えるといわゆる親や地域の議論を結果として投げ捨てる、いわゆる先に統廃合あるという格好、議論になれば、先にいわゆる結論を出す、そしてどうしても議論を狭くする要素があるというふうに思います。その点で私は、十分な議論の保証、時間をかけて十分な議論これを保証していく立場こそ大事ではないかというふうに考えますが、その点で質問します。見解を問います。

次に、各総合支所のあり方について、これも先ほど助役の方から答弁がありまして、町長の方からも答弁がありました。しかし、実態的にこの疑問点があるのは、いわゆる総合支所部門と本庁部門が条例上同じようなシステムにしとる結果からして、実は非常にあいまいな運用になる部分があります。

私は、ずっと言ってきたのは、権限委譲と仕事の内容の条例で明確にすること、これが大事ではないかという点を言ってきました。この点で、町長の、先ほど充実するという私は答弁だったというふうに思いますから、改めてこの点でも町長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えいたしますが、第1問の岩国基地問題でございます。

お尋ねの、米空母艦載機の岩国基地への移駐問題につきましては、昨年の日米両国政府間で合意をされました在日米軍基地再編の中間報告における岩国基地再編案の報道以降、今日まで各方面で議論されておるわけでございます。

本町におきましても、御存じの去る2月の10日でしたが、執行部と広島防衛施設局との対話、また3月6日には、町議会の全員協議会の場におきまして同じく広島防衛施設局から早坂施設企画課長ほか6名の方がお越しをいただきまして、それぞれ専門的なお話をいただいたわけでございます。在日米軍再編に伴う中間報告や地元岩国市等からの質問事項に対する回答内容についての説明をお願いをしたところでございます。

特に、厚木基地から艦載機の移駐後における航空機騒音予測コンターや、航空機騒音にかかわる環境基準における本町へ与える影響等につきまして質問を行いまして、これに対する説明を受けたところでございます。その後開催をされました全員協議会において、議員各位の御意見も拝聴したわけでございます。

また、3月2日には周防大島町の自治会連合会の役員の皆様方がおいでをいただきまして、岩国基地問題に関する意見交換会を開催をしたわけでございます。大変御貴重な御意見の数々を承ったわけでございます。

広田議員さんの御指摘の、反対の立場を貫くように求めるとのことでございますが、昨年の6月町議会定例会における議会の反対決議がなされましたが、その決議は12月に周防大島町自治会連合会からの反対の要望を受けておるわけでございます。

また、先般来より本町の住民の有志の皆様から、艦載機を岩国基地へ移駐する計画を中止を求めるといことで署名活動を展開をされまして、私の手元に2,200名余の署名簿提出をされております。本町といたしましては、議会の議決の趣旨を踏まえまして、基本的には米空母艦載機部隊の岩国移駐には反対の意思表示をしたいというふうに思っております。

次に、物取りの要求ではなくて問題点の解明要求が大事ということでございますけれども、そのためには執行部や議会に対する説明や、その説明に対する質疑を行いまして問題点の解明を行っているところでございます。

また、山口県においても、岩国基地再編案の基地周辺への影響についての分析を行いまして、その分析結果を踏まえまして知事は先般、騒音や安全性等の面で基地周辺住民の生活環境は、地域により差はあるものの、全体としては現状より悪化するとは言えないとさきの県の議会で説明をしております。

全体といたしましては、現状より悪化はしないがここでいう地域によりということがありましたので、地域により差はあるとは、やはりWG70以上の区域がこの周防大島町三浦付近及び浮島で拡大することを指しているものだと思っております。したがいまして、この周防大島町では

騒音区域が拡大するというふうに思われるわけでございます。

しかし、さらに問題なのは、防衛施設局の回答に移転案の修正や白紙撤回はないということでございます。岩国市は、さきの住民投票の結果を受けまして、3月16日に国に対しまして移転案の撤回を求めたところでありますが、この要求に対しまして外務省、防衛施設庁及び防衛庁は、引き続き地元の理解と協力がえられるよう誠心誠意努力していきたいと答えられておりまして、ここでも一様に移転案の撤回は示されておられません。

知事は、22日に移転案に対する県としての意見を、県議会の総務企画委員会で説明をされておられます。23日に国に伝えるとのことであります。これで、県の意見、それから岩国、由宇町の要請や要望が出そろうこととなります。今後、3月末と言われておりますが、国の最終報告に対する対応を見守りながら、周防大島町として何をなすべきかを判断をしまいたいというふうに思っております。

それから、二点目の法定協で確認をされた町民負担の増、いわゆるサービスの後退の状況についてお答えをいたします。

各種事務事業につきましては、サービスは高く負担は少なくという基本的な方針を持って合併協で協議をいただき、合併時及び合併後調整等で確認をいただいたところでございます。

しかしながら、以前も申し上げたとおり財政的に厳しい4つの町が合併をしたわけでありまして、すぐに財政状況が好転するということはだれもが思っていなかったことであります。国の財政もまことに厳しい状況にあることから、負担は低くというのは、さきにも申し上げましたが努力目標であり、適正な負担、事業の取捨選択も必要となり、今回町民への負担や事業の廃止について苦渋の決断をいたしたところでございます。

まず、国民健康保険税につきましては、構造上特定の歳入をもって特定の歳出に充てるという制度の中で運営されていることから、支出に応じて収入を確保しなければなりません。高齢化社会の進展に伴いまして、年々増大する医療費、支出や三位一体の改革によりまして国等の一層の支援が期待できない中、国保財政は極めて厳しい状況にあるのが現実でございます。

合併協では、税率については応益割合及び介護納付金額の確保を考慮しながら、負担公平の原則に立ちまして急激な負担増加が生じないように調整に努めるとしてありますが、17年度は基金を全額取り崩し、幸いにして収支均衡がとれた決算見込みの状況であります。18年度は医療費の伸び等を勘案いたしますと大幅な財源不足が生じるわけでございます。健全な運営を維持するために、保健税率の改正に至った次第でございます。

国保事業の運営に当たりましては、国保税の適正な賦課や収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の徹底や、医療費の増大を防ぐため保健指導等を一層推進をし、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、介護保険料であります。介護保険制度は平成12年度から導入をされました。保険料は、3年後との見直しを行うことになっております。18年度から20年度の3年間で第3期算定年度となり、3年間の給付費を見込んだ事業計画に基づきまして算定されることとなります。

その事業計画に基づきまして説明をいたしますが、制度施行後認定者サービス給付費が年々増加をしていることと、計画期間中の基盤整備予定として老人保健施設30床、認知症対応型共同生活介護3ユニット27人分であり、これらのサービス利用者数や利用料をもとに算出をいたしました給付費は、3年間で約77億9,000万円となります。新たに創設されます地域支援事業を加えますと、約79億8,000万円となるわけでございます。

この額から、国等の負担額を差し引くと約11億1,000万円となりますが、現在準備基金が約1億1,000万円あります。この基金は、6年間の剰余金を積み立てたものであります。制度も定着したことによりまして、被保険者に還元するため全額取り崩しまして財源に充当することとしたため、約10億円を第1号被保険者から徴収することとなります。

この額を、所得段階別対象者を推計をいたしまして、保険料基準額が月額を現在3,180円を3,400円、220円の増額となったものでございます。今後も、認定者の増加によりまして介護サービスの需要はますます大きくなるものと想定されますが、その需要を今の介護保険システムで担おうとすればいずれは財政的に厳しくなることが懸念されますが、このような事態を避けるためには、要介護状態の発生防止や要介護度の維持改善に努めることが重要だと考えております。

このたびの制度改正は、シダをまさにここに置くものであります。本町においても、関係機関と連携を図りながら新しい介護保険制度の実施に取り組み、保険料の抑制に努めてまいります。

次に、各健診料金、給食等のサービスの負担改定や制度の廃止についてでございますが、自己負担等の改正は、健診や食の自立支援等5事業でございます。基本健診、がん検診につきましては、医療保険との整合性を図るため、事業費の3割負担を70歳以上についてもその2分の1の負担をお願いするものであります。

高齢者サービスにつきましては、介護保険等他事業との公平性に資するため調整を行ったものでございます。事業の廃止は、前納報償金、脳ドック検診等10事業であります。税源委譲によりまして、一般財源化された事業、利用者が少ない事業、当然個人で対応すべき事業等精査をしたものであります。

基本的な考え方といたしましては、健康の維持増進の施策、支援が必要な高齢者への施策等について現行サービスを総点検をいたしまして、本当に住民福祉の向上に資するものか、それに必要な適正な受益者負担等を検討しながら、今後も廃止、縮小もあるかもしれませんが、新しいサービスにもつなげてまいりたいと考えております。

それから、法定協の確認事項関連についてでございますが、職員定数にかかわる退職とその後の補充についてであります。さきに資料としてお配りをいたしました集中改革プランに基づきまして職員削減計画を進めていきたいと思っておりますが、この数値は国が示した国家公務員削減計画の2倍以上の予定で計画をされております。基本的には、退職者数に対しまして1割程度の職員補充を想定をしておるわけでございます。

現在、町の人口2万2,000人の住民に対して、比較するならば職員の数は多いという感覚はありますので、定員適正化計画等を踏まえまして将来の職員、年齢構成等も考慮した形で削減計画を進めていきたいと思っております。

なお、合併前に協議した段階で類似団体と比較をした場合、約150人職員が多いとのことでもありましたが、類似団体と地域的なものや地理的な条件が全く同等であるとは思っておりませんので、多少の差異はあるかと思っております。

それから、財政計画につきましてでございますが、法定協の協議事項と大幅な変更についての見解とのことではあります。新町建設計画における財政計画につきましては、平成14年度の旧4町の決算をベースに平成32年度までの財政見直しを行ったところであります。

このたび、昨年12月に御議決を賜りました新町における総合計画をもとに、新たな中長期財政計画を後ほどお示しすることとしておりますが、議会初日の全員協議会におきまして助役が説明をいたしましたとおり、地方を取り巻く財政環境はこの3年間で大きく変動したところでございます。

三位一体の改革によりまして、合併協で検討いたしました財政計画に比べまして、想像以上のスピードで税源委譲及び交付税改革が押し進められ、合併のスケールメリットが生じ、平成21年度以降は基金からの繰り入れを行わなくても町財政は黒字に転換するとの見通しは大幅な変更を余儀なくされております。

したがって、その時点その時点で可能な限りの情報を収集いたしまして計画を立て、あるいは見直しを行うわけでありますから、議員仰せのように合併協当時と大幅な変更であるという議論には当たらないと思っております。

いずれにいたしましても、中長期の財政計画を立てまして、持続可能な財政基盤を確立をいたしまして行財政運営を行うことは町政執行の基本でありますから、15年先までの計画ということとは現在の改革や状況や基本構想の期間からいたしまして困難でありますので、10年間の中長期財政計画を策定をし、基本構想に定める平成20年度までの中期財政計画を公表いたしまして、その都度見直しを行うという対応をしたいと考えております。

それから、法定協の確認事項の関連についてでございますが、次に庁舎の位置に関する御質問でございます。

先ほども御質問ございましたが、附帯決議に対して固執することは非合理的、非生産的とのことでありますが、合併協定書には新町の事務所は久賀町に置くことがふさわしいが、当分の間新町の事務所は現大島町役場に置く。附帯決議といたしまして、新町の事務所は改築後の県総合庁舎の所在地とする。ただし、完成までは現大島町役場とするとなっております。

このたび、県におかれましては、大島総合庁舎の建設は取りやめることになったわけであり、私といたしましては附帯決議部分の考え方はなくなったと思っておりますが、協定書の前段部分において新町の事務所は久賀町に置くことがふさわしいとなっており、このことは現在も生きていると思っております。したがって、先ほどから何度も申し上げておりますとおり、18年度予算において本庁方式も含めまして調査検討を進めることにしているところでございます。

それから、合併後1年半経過した現在、旧町単位で現状の町政報告会開催の計画を求めるとのことですが、町の情勢等については、毎月発行しております広報等でお知らせをしているところであり、また毎年4月に開催をしております行政連絡員集会を通じてもお知らせをしております。

また、昨年は移動町長室を開催をいたしまして、町民の皆さんの生の声をお聞きしたところでもございます。したがって、これと同様なものは今後も継続をしていきたいと考えますが、御質問の調整報告会なるものは今のところ計画をしておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

議員（16番 広田 清晴君） 議長。

議長（新山 玄雄君） はい。

議員（16番 広田 清晴君） 以降の答弁については、一応再質問の中でやりたいと。持ち時間1時間ですんで、あと14分しかありませんので（「これで終わりか」と呼ぶ者あり）、ちょっと確保したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

町長（中本 富夫君） なら急いで。

議長（新山 玄雄君） （発言する者あり）広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） るる答弁を受けました。今、答弁を受けた部分は大きな柱の一つと大きな柱の二点です。

そん中で、まず大きな柱の一点、二点についてまず聞きたいというふうに思いますが、岩国基地問題で端的に答弁を求めたいんですが、実際に昨年6月の議会決議、そして12月以降の各動き、そん中できちっと反対の立場を貫くという答弁でよろしいか、端的にお答えを求めたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） そのとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、法定協以降今年度予算にかかわる部分で再質問していき  
たいというふうに思います。

実際的に、国民健康保険税、全体で1億6,000万円の負担増ということであります。実際  
的に、1億6,000万円という金額は世帯割、被保険者割、一体幾らになるのか、関係者より  
答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 1人当たり、被保険者1人当たり保健税であります。平成  
17年度の予想が5万427円、これが平成18年度6万3,810円と予想しております。  
（発言する者あり）世帯当りは、今資料持っておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今答弁があって、世帯当たりはないということなんですが、実  
質的には1世帯当たり2万円、そして被保険者当たり1万3,000円近く一気の大幅引き上げ  
ということになります。

次に、サービスにかかわる部分でいろいろ町長の方が答弁されました。実際の影響額について、  
まず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 影響額についてですが、廃止のサービスにつきまして、高齢者  
サービス、それと前納報償金などを含めまして約1,600万円で、自己負担等の改定によりま  
してふえる額が、国保税、介護保険料を除きまして約1,700万円程度であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどひずみについて説明を求めました。既に、長々と答弁い  
たしましたが、実際的に45人ぐらい実際に定員については減っていくというなかになります。  
そしてまた、23年度を入れると60人退職されて6人しか補充しないというのが皆さん方の計  
画です。その中で、法定協で議論されたのは、いわゆる定員の流れの中でずっとひずみが出ない  
ようにという議論があったというふうに思います。その点との関係で、端的なちょっと答弁を求  
めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 町長が御説明したとおり、ひずみが出ないようにということで、定  
員適正化計画等を踏まえ将来の職員、年齢構成等も考慮した形で削減計画を進めていきたいとい  
う御答弁を申し上げました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 結果的にはひずみが出るというふうにとらえておきます。実際的に、ひずみというのはひどいんですよ。皆さん方もいろんな言い方をされますが、実際的に年齢構成というのはずっと続いていくわけです。ずっと。それで、最大何を基準に考えていくかと言ったら、逆ピラミッドをどう防いでいくかというのが基準というふうを考えております。

それは、一般的な人なら理屈はわかると思います。いかに逆ピラミッドをなくしながら定員適正化計画をしていくか、これは当たり前の考え方なんです。

それと、今の答弁とがまさに一致するかと言ったら、私は一致しないというふうを考えております。

次に、再質問の中でしておきたいのは、いわゆる付帯決議に関する部分については、既にいわゆるなくなったということでありまして。それで、答弁としたらふさわしいがという全体部分については生きてるんだという答弁をされました。

そうすると、実際的に皆さん方が考えるのは、法定協の中で一番原点であったのは、新たな箱物はつukらないという議論があったことは覚えておられるのかなのか、委員会の中で、委員会の中であって、本会議の中で、本協定の中であったのを覚えておられるのかどうなのか、その辺、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 私も事務局にありましたので、そういう議論があったことはちゃんと覚えております。

それと、庁舎の問題につきましてその今回その調査費を計上いたしておりますが、これらの中でどういうふうな形をやっていくのかということ、当然大きな調査の一つの項目でございます。

それで、先ほどから何回もほかの議員さんからもありましたが、例えば、どっかから、町長からの答弁もありましたように、今現在ある東和庁舎のこともすべて考えなければならないということで、これらもすべてを入れた調査を検討しておるわけでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、いわゆる県が総合庁舎をつukらないということで、付帯決議部分はなくなったという確認はとれたというふうに思います。

次に、先ほどからずっと聞いておりますと、実際的には関係、いわゆる防災施設、拠点整備と県の防災施設拠点整備と、いわゆる新たな庁舎をひっつけてかなり議論がされております。これは町長の先ほどからの答弁で、実際的に町長の決意というのは聞こえてきました。

しかし、今本庁舎のあり方については、助役さんの方が言われたように、実際的にはつukる、つukらんの是非を含めて、いわゆる調査をさせてくださいという内容であろうかと思っております。そ

こは、実際的に建設の是非を含めて調査をするという点では、いろんなまた微妙な問題が出てくるといふふうに思います。

その点では、私はより庁舎問題については今後とも慎重なる取り扱い、これがぜひとも必要と、慎重な建設については、より慎重な取り扱いが必要と、今までの午前中からの答弁を聞いておつて、あえて町長並びに助役の方に聞きたいと、慎重な取り扱いについてどのようにとらえるのかという点では聞いておきたいといふふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 午前中の答弁にも申し上げましたが、私は町民の命を守るのが指名であるということを申し上げておりますので、その線に沿って今後も前に行きたいと。したがって、多少の経費がかかるのは財政的に厳しいけれども、ぜひ実現をしたいといふふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 午前中、議論といって庁舎の問題、議論と言っときますと、結局は建設ありきの議論になってしまうといふふうに思います。

結局、町民に、午前中あったのは町民にアンケートをとって見たらどうと、いわゆる財政論も含めてアンケートをとって見たらどうという議論がありました。実際的には、町民の命を守るというんなら、例えば土石流対策や高潮対策やらどうするんかというのをもっと急ぐとか、それ以上の被害を出んために町行政としてどうするのか。位置の問題じゃないんです、実際的には。

こういう島国の中で具体的に町民の暮らしや福祉を守っていくのはどういう、ただ単に、一つの拠点をつくることによって、いわゆるそれが防げるというもんじゃないわけなんですから、それやっぱり率直にとらえておっていただきたいといふふうに、これは提言しておきます。

実際的にああいう答弁になりますからより慎重にという繰り返しの質問のなっております。ぜひ考えていただきたいといふふうに思います。

次に、町長としてはいろんな各種なことを行なってきたから、今時点で町民説明会考えてないという答弁でありました。しかし、実態としては、この大きな、いわゆる変化、これは率直にじかに町民に聞く方が、より町民に理解いただく方法なんです、実際的に。確かに、皆さん方が言われるように、自治会長集会とかいろいろあるかもわかりませんが、やっぱり合併によって何の弊害が出るかと言うたら、小回りの聞く、いわゆる自治体から広い自治体になるわけですから、それぞれやっぱり生の声で首長がやって歩くのが、実際的には一番いいんですよ。

だから、あえて実は直接、住民の皆さん方に現在の状況を率直に声で、生の声で説明すべきだと、こういう立場から質問項目を起こしたということを再度言っておきたいといふふうに思います。

次に、これも大きな問題です。この1年間でかなり教育問題が出てきました。統合廃校問題です。その中で、教育長に対して聞きますが、いわゆる議論の保障、これを教育委員会としてするのかどうなのか、この点について聞きます。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 統合に当たっては、町民各位の御理解と御指示、御協力をいただきながら進めていくのが大切であろうと思っております。したがって、広田議員のおっしゃる町民への議論の保障、これは大切にしていかなければいけないと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、地域支援を含め権限の範囲を広げる努力をまとめております。それは、最後の項であります。各総合支所のあり方についてです。ぜひともこの点では、これ時間的なものがありますから提言になると思います。提言となると思います、率直に言ってですね。

ですから、ぜひ本庁方式をとるにしても、実際的には各総合窓口の権限移譲、いわゆるダブルのない権限移譲、これをしていかんと、結局はどこまでが総合支所の窓口なんかどうなのか、あいまいになってくるわけですよ。

ですから、きちんとした線引きをするとともに、総合支所に対する権限移譲、これはどうしても考慮していかんやいけんのじゃないかというふうに思いますが、その点、あと1分です、答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 速やかに、椎木助役。

助役（椎木 巧君） 将来、本庁方式を目指しておることについては、一貫しています。要するに、将来の本庁方式をにらんだ形で今現在の総合支所がどうあるべきか、また将来どうあるべきかというのを検討しながら、総合支所のあり方をまとめていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....  
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。15分間休憩します。

午後2時00分休憩

.....  
午後2時15分再開

議長（新山 玄雄君） 着席してください。それでは、再開をいたします。一般質問を引き続き行ないます。23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 町有財産の有効利用と学校統合について質問をいたします。

18年度の予算に新庁舎の調査費が上がっています。法定協の確認どおり、久賀に本庁方式の

庁舎が建設された場合、大島庁舎、橘庁舎は一部を除きそのほとんどが不要となります。

またその一方、現在大島病院の建設が計画されておりますが、土地の目安もなかなかつかないような状況で、大島庁舎を大島病院として利用することもひとつの選択肢と考えられますが、町ではどのように考えているのかを質問いたします。

次に、学校統合についてですが、現在高校、中学校、小学校の統合再編計画が進んでおります。その中で、当然空き地、空き教室というようなものの有効利用もあわせて考えていかなければならない問題と思いますが、まず学校統合の現状とそれに伴う空き地、空き校舎の今後の利用計画をどのように考えているかを質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 小田議員さんの御質問でございますが、先般来より多くの議員さんの方から御質問をいただいたところでございますが、お答えいたしておりますとおり、現在の分庁、分散方式から今後予想されます職員数の削減やら事務効率並びに本庁方式への取り組み等を見据えまして庁舎のあり方につきまして、建物の規模とか機能、移転するとすればその時期はいつごろがいいか。あるいは、現庁舎のこの庁舎でございますが、の活用など調査、検討することにしておりまして、その予算を組んだわけでございます。

議員の御質問は、大島庁舎を大島病院として利用することも選択肢の一つではないかという御提案でございますが、このことにつきましては、確かに当大島庁舎は大変広い面積を持っておりまして、大変こう有効に活用できるようでございますけれども、しかしながら、病院に利用する場合、1階部分を病院の外来部分として改装したとしても専用できます面積が不足をしておるわけでございまして、病院としてのようには供することができないというようになっております。

したがいまして、せっかくの御提言ではありまするが、この庁舎を病院に改装、改築することは不可能であるというふうに、私は思っている次第でございます。

校舎の件です。これは教育長、あなたの方がいい。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 学校統合の現状とそれに伴う空き地、空き校舎の利用についてという小田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の学校統合の現状でありまするが、児童生徒数の減少に伴い、本町には複式による授業を余儀なくされている小学校が14校中10校、中学校では学習面の充実や部活動等の学校生活の活性化を考慮しなければならない中学校が大半を占めている実情から、教育委員会がまず中学校の統合に着手していることは御案内のとおりであります。

昨年の8月以降、町民の皆様は情島中学校を除く旧町1校ずつの4校案と本町を東西に分けて教育効果と生徒の交通の利便性とを考慮して、現大島中学校、現東和中学校、もしくは現日良居

中学校の2校案の4校案と2校案の2案を提示してまいりました。

ところが、専門業者に依頼して小中学校の校舎の耐震診断をいたしましたところ、12月末に結論が出たわけではありますが、中学校の校舎だけに限って言えば、耐震補強工事が不必要で、堅牢な校舎は蒲野中学校、大島中学校、安下庄中学校の3校舎だけということが判明いたしました。

最初、教育委員会が提案していた旧町単位の4校案は久賀中学校と東和中学校の校舎が耐震補強工事の効果がない、あるいは補強工事をして長く使用できない、いわゆる解体、改築が望ましいという結論が出てきましたので、採用できないこととなりました。

したがって、4校のうち2校が将来に耐える使用ができないということから、教育委員会では、現在では2校案で統合せざるを得ないことで、町民、保護者の御理解をいただくことといたしました。

また、2校案の場合の学校の位置ですが、当初は、現東和中学校、あるいは現日良居中学校と現在の大島中学校をお示ししておりましたが、耐震診断結果は児童生徒の命と安全にかかわる問題であり、本町が東南海、南海地震の被災地に想定されていることから、可能な限り早期に統合することが必要なこと。

また、堅牢な校舎が存在しながら、それを使用しないことは安全面、財政面からも町民の理解が得られないのではないかとということで、現在の大島中学校と現在の安下庄中学校の新しい2校案で各懇談会や保護者説明会場で、御意見をいただいているのが現状であります。

なお、情島中学校については、児童支援施設のあけぼの寮の移転問題の推移を勘案しながら統合を進めてまいりたいと思います。

小学校の統合については、中学校の統合の議論の最中も児童の教育の向上と本町全体のまちづくりの観点から、それぞれの会場で小学校統合に向けたそれぞれの話し合いを希望する旨の願いをしているのが現状であります。

もう一点の、空き地、空き校舎の利用につきましては、借地と借地に立っている学校施設の取り扱い、町有地と町有地に建つ校舎等の取り扱いについては決定した事柄はなく、現在は未定であります。

この問題も大変重要でありますので、ぜひさまざまな方々のお知恵をお借りしながら有効活用したいとの強い希望を持っております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） まず町有財産の有効利用ということで、この現大島庁舎は病院として1階部分の広さが足りないから不可能であるというお答えでしたが、足りない部分だけをつくればいいわけですよ。そういう考え方にはならないのかどうかということが1点です。

それと、昨年12月の議会だったと思いますが、その際にも町有財産の有効利用はどのようになっているかということをお聞きいたしました。その都度処分していくというお答えでありましたが、その現状ですね、現在町有財産がどのくらい、遊休の町有財産がどのくらいあって、その処分、あるいは利用計画が現状まで3カ月たちますが、どのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 質問にお答えいたします。

足りない部分を増築でというお考えをお示しになりましたけど、病院の構造上、外来診察室というのは上下水道、それから酸素の給配管、その他のいろんな内部設備がございます。これらを再度、一般事務室としてつくられた床の上に再計算しなおして、鉄筋の構造上の計算、その他をし直しての外来部分の改造という、構造計算上のものも多々出てまいりますし、ましてやMRI、CTなどの大きな構造物はいろんな遮蔽物及び鉛で囲まれているという構造上の大きな問題もありまして、それらを周辺にどのようにつくるかという再度の構造計算という難しい問題もありまして、全般的な面積が足りないというような御返事をさせていただきました。

御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 町有財産の有効利用ということで御質問をいただきましたけれども、現在の財政課の方で把握しております処分が可能ではないかと思われる土地等が約26件ばかりございます。そういった中で、その土地等の取得の目的、あるいはその当時の取得の経緯等々、またその取得に要した財源と言いますか、例えば国庫補助金等が入っておるのではないかと、そういったこともよく調査しまして、処分可能であれば今後処分をしていきたいというふう考えております。

そういった中で、平成18年度当初予算にも、1件につきまして売却予定ということでの予算計上はさせてもらっております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 学校統合、高校が19年、中学校が20年、小学校が21年以降というふうに聞いておりますが、そういった中で、当然空き教室もたくさん出てくる、耐震性に絶えられないものもあるようですが、そういった遊休の町有の財産が、今まではお金を食うだけというか、台風災害等で使っていない建物が壊れ、それを修理するのに金がかかるというむだな悪循環が繰り返されていたわけです。

そういう古い施設については、東南海の地震の問題もありますし、一刻も早い整理が必要だろうと思いますし、また利用できるものについては、利益を生むような方法ですね、例えば、グ

ループホーム等の民間に貸しつけるとか、老人ホームで使用する町営住宅に改造する、あるいは病院、先ほど特殊な要因があるから難しいという話もありましたが、またあけぼの寮の移転問題も旧東和町時代からあります。そういった部分に利用していくことによって、今までの利益が生まれなかった施設が利益生まれるというような方向も考えられるわけですが、そういった検討をされているのかどうか。利益を生むような利用計画がつくっていったる途中、どうなのかということをお聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 町の財政的にも非常に厳しいときでございますから、そういったことで利益を求めますが、そういった財源等の確保ということも踏まえて、十分そういったことを検討していきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） しっかり検討して、次の6月議会ぐらいには報告していただきたいと思います。

次に学校統合の件ですが、当初4校案、2校案の中から今耐震検査等の関係で2校に絞られていると。その中で、今計画しているのが大島中学校と安下庄中学校ということでございます。

先ほどの同僚議員の質問に対して、談話の保障は大切にしていこうという教育長の答えが、答弁がありましたが、実際、東和地区、旧東和地区の中学校、東和中学校が、油田中学校等の説明会で話を聞いてみますのに、学校統合はまあ根本的には反対ではあるが、仕方がない問題としてとらえてる関係者、父兄もたくさんおられます。

そういった中で、ただ予算がないから、耐震検査に通らないからというだけで安下庄、大島という部分では問題があるんじゃないかというのがすごい大きな意見だろうと思います。

実質、情島中学校は別問題にするというふうな話ですが、現在、油田地区、東和の油田地区から安下庄までの通勤距離は約40分ですね、バスで。で、東和中学校のある森平野地区まででしたら20分から25分で行けるということになると思います。

そうすることになりますと、安下庄、日良居からも10分、15分で中心地になる、東部地区の中心になるんじゃないかというふうに考えるわけです。

そういった東和中のある地区での統合ということになれば話はある程度進むと思いますが、現状の大島、安下庄という施設をそのまま利用するっていうような形になりますと、父兄の理解を得られないんじゃないかというふうに思いますが、この辺をまずどんなふうに考えているか、1点お聞きします。

情島小中学校の問題は別につくということでしたが、もし東和中とある場所に新しい西、東部中学校、どのような形でできるのであれば、情島からでも通行が可能になるんじゃないかと

思います。ざっと渡船の時間が10分から15分ですので、それ足しましても40分前後で通える距離になるかと思えます。

その辺の2点をちょっとお聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 小田議員さんのおっしゃるその東和中学校のその可能性ということでありますが、教育委員会の最初の4校案、それから2校案ともに東和中学校は中に入っております。それで、東和中学校の場合は、大島郡を東西に分けて、それで西部が大島、東部が東和と、そういうふうなことが教育委員会の最初の案でございました。

それを変更せざるを得なくなったのが耐震診断結果で、久賀中学校、東和中学校のその耐震補強の工事をしても長くそれを使うことができないという、そういうふうな現実があったわけであります。

そういうふうなことで、東和、油田中学校からの通学時間というのは、実は大変な悩みであります。

したがって、私どもも何とか雨振やとか日向泊だとか、あるいはどこでしたか、そういうふうな距離をはかりながら、いろいろ、むしろ私どもは油田の皆さんにどうしたら一刻も早く、子供たちが学校生活ができるようになるかという、そういうふうな御相談をしたいような気持ちであります。

実際に、ただ私どもが唯一頼りにしておるのは、安下庄高等学校の生徒がスクールバスで今、伊保田から通っているわけですが、それが実際の時間が40分ということになっております。

そういうふうなことで、しかし、だからといってその40分が中学生の登校時間にふさわしいと、そういうふうなことは考えてはいないわけで、やはりちょっと長いなという、そういうふうな思いがあります。

そういうふうなことは、正直にその油田地区の皆さんにお話をして、それで今こういうふうな現状ですというふうな説明をいたしております。

それから、おっしゃるとおりだと思います。情島については、児童支援施設というので、結局そのあけぼの寮と小中学校がくっついておる状況があります。そういうふうなことで、その寮と学校とがかなり近いところというので、結局寮の問題がまだ進展していないようですけども、その寮の建つそれが西部であるのか東部であるのか、その帰趨を今見定めているというのが、情島小中学校の統合の現状であります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 耐震性の問題で、本来の東部地区、西部地区に1つずつ東和中

のある位置と大島中のある位置という部分がやむを得ず安下庄と大島というようになったから、対話を求めていきたいというような答えだったと思いますが、一般、子どもを持つ親の立場として一番気になるのが、もうそれで決定なのかと、PTAの意見はもう聞いてもらえないのかという部分です。その辺のことは、例えば東和中を建てかえて新しくやっていくんだというような考え方はもうできないのかどうか。その辺をお聞きします。

先ほどのあけぼの寮の移転がまだ決まってないからというのではなくて、いつ移転になるかわからないこと、いつまで待ってもしょうがないわけですよ。今あるあけぼの寮が情島から東和中なら渡船で10分そこそこ、バスで20分そこそこですから通える距離じゃないですかということをお願いするわけです。

その2点について再度お願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） まず、情島、あるいは油田地区からのその通学の件ですが、油田中学校から東和中中学校までの通学の時間を最初、東和中中学校を案としておったときには、私ども28分を計算しておりました。

それで、東和中中学校から安下庄中学校へ西の端へ行くわけですが、それで十二、三分延びて40分というふうな計算、計算上はそういうことであります。

それで、今2つあったと思いますが、1つはもうそれで決定なのかという話は、これは統合の説明会、統合の懇談会でたびたび聞く言葉です。もう教育委員会はそれを決定として議論を打ち切るのかという、基本的には教育委員会としてはその皆さんがとことん御安泰なさるのにそれを突っ走るといふのは、それはその学校、これからの大島郡の教育を考えたときに馴染まないじゃろうと、そのような基本的な立場であります。

それから、今の東和中中学校をその再度、校舎を改築する意思はどうかといったときに、私どもとしては、今はあの安下庄中学校に東和中中学校の校舎が危ないと言え、安下庄中学校にひとまず生徒を移し、それからその後、その間に東和中中学校を建て直すとか、さまざまな教育委員会としては考えられる案を綿密に考えていきましたが、現在は使える施設を使うというふうなことで、いろいろその説明し、御意見をいただいているというのが現状であります。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 情島小中学校がというので、今小学校と中学校同時には難しいだろうと思っています。あそこが中学校でなくて基本的には小学校という、そういう位置づけになっています。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 教育長もなかなか答えにくいんだろうと思うんですが、先ほどから申し上げたとおり、東和地区以外でも多分同じような意見だろうと思うんですよ。なぜかという、平等じゃないわけですよ。学校の再編が行なわれると、みんなが距離なり時間なりいろんな部分を平等に分けて、この2校舎に、2つの場所にして極力みんなが均等になるような時間配分をした校舎ですよと、場所ですよということなら理解は得られると思うんですが、ただ耐震性の問題があるから、財政的な問題があるからその可能性のある中学校だけに絞りましたよというのでは理解が得られないんじゃないかと、得られないと思います。

その中で、それで突っ張られるのか、あるいは東和、最初に計画している大島中、東和中のうち、東和中の校舎を新しくやりかえて、その2カ所で再度、皆さんに諮ることができるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） お答えしたいと思います。皆さんに学校統合を再提案した、新提案をしたその理由として教育委員会ではこのようなことをあげております。

一つは、本町が東南海沖地震被災地域指定であることから、児童、生徒の命と安全を最優先した学校統合の必要性が起こった。それから、小田議員さんのおっしゃる町財政の現状としてですが、その中学校の統合について現状で堅牢な中学校舎の使用、並びに小中学校の耐震診断結果に基づく解体だとか、耐震補強工事を含めた統合を考えなければならない状況が生じた。で、その結果、財政面から統合が無視できないこととなったというので、その東和中学校を建てる、あるいは久賀中学校を建てるという、そういうふうなことは別に大変その耐震診断結果を見ますと、中学校だけで言いますと、油田中学校、耐震補強工事の必要な中学校は油田中学校、あるいは情島中学校、日良居中学校、油田中学校、あるいは危険校舎は沖浦中学校が危険校舎というふうなことで、大変こうそういうふうなことが複数校その耐震補強工事が必要なこと、あるいは小学校で言いましても、すべてというわけではありませんが、久賀小学校が、これは解体が望ましい、新築が望ましい、それから耐震補強工事が三蒲小学校、明新小学校、屋代小学校、島中小学校等々、そういうふうなことで、この予算としてもその1校をどうこうするという話ではなくて、24校、先ほど申しましたように、校舎だけで言うと、蒲野、大島、それから安下庄という、そういうふうなことのみがその堅牢なと言いますか、そういうふうなことで、結局そういうすべての小中学校、中学校はもう統合したいと思って、統合の後でいいと思うんですが、小学校のそういう耐震補強工事も考えていかないといけないというふうな、さまざまな状況がございます。

それで、結局そのスクールバスの確保であるとか、さまざまなことを考えて、結局その現有の学校施設を利用する統合案を考えざるを得ないんですという、そういうふうな説明をしております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 議長、休憩してもらえますかね。ちょっと伝わらんもんで。（発言する者あり）じゃあいいです。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 先ほどから同じ質問をしているんですが、東和中学校の校舎、中学校だけの問題を今、お話ししたいと思います。東和中の校舎を新しくやりかえて、当初の計画どおりの大島中と東和中、大島郡2つに分けてみんな平等に通勤ができる、通学ができる校舎としての計画に戻せることができるかできないか、この辺をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 財政的な問題ということが出ておりますので、ちょっと若干、私の方から御答弁させていただきたいと思います。

当初のその4校案とか2校案の中にいずれもその東和中学校があったということでございます。それで、教育委員会の方針とするのが4校案でも2校案でも東部にはその東和中学校が適切であるという方針であったというふうに、私も報告を受けております。

それが耐震診断をした結果、東和中学校は全面的に建てかえなければその使用に耐えられないと、危険であるということになったということでございまして、しからは当面その安全なのはどこかということ、蒲野、大島、安下庄中学校ということでございますので、その安全なとこにまず生徒を入れようということでございます。

それで、次に東和中学校の建てかえはできないのかという御質問でございますが、財政的な問題もありますし、東和中学校は技術的には当然建てかえは可能だと思います。用地もちゃんと自分確保できていると思っておりますが、当然その学校の新築、全面改築ということになりますと、相当な額に上ると思っております。

それと、もう一点は当然その文部科学省なりの補助がなければできないということになると思っております。

それで、今現在の国の財政状況の中で見ますと、町内に安全な学校が2つ確保されておるにもかかわらず位置が悪いということのみの理由を持って、今の校舎をひとつ新しく建てましょうよと。そしたら、その建ったときは、今の安全の校舎はどうなるんですかと言われたら、いやそれはもうあけておきますというふうな形で、果たして補助金の確保ができるだろうかということが非常にまあ心配なわけでございます。

だから、それがない段階で東和中学校を建てかえますよというふうな説明というのは非常に難しいというふうに思っております。

それと、もう一点は、先ほど教育長からも説明がありましたように、東南海、南海地震の危険推進対策地域に指定されるというようなことから考えますと、できるだけ早く安全な教室に統合しておくのが必要なのではないかというふうなことも考えられるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 当面、安全な場所ということで、耐震審査の蒲野、大島、安下庄に移したいということですが、中学校の統合の計画は20年からということですね。じゃあ今から移したらどうですか。東和中学校と大島中学校は当初の計画の中に2校案であるわけですよね。で、安全性の問題で当面安下庄とか蒲野とか大島という名前が出てきちよるわけですよね。その東和中の生徒、あるいは安全じゃないところの生徒を安下庄中学校に移ってもらって、その間に建てかえればいいですね。そういった問題ですね、安全性の問題から言えば。

で、予算的に問題があると、安全性のある学校があるにもかかわらず新しい学校をつくるのに予算的に、国の予算がつくかどうか問題があるというふうに言われましたが、4校案でいけば3つしか大島郡の中に安全な中学校はないわけですね。で、その2校案にしても4校案にしても東和中は含まれると。じゃあ当然4校案で進んで東和中を建てかえるという話はできないんですね。これはもうテクニクの部分じゃないんですか。

しかも、今ちょうどいい機会ですから、防衛予算なんか飛びついてくるんじゃないんですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 補助金がつくつかないかということにつきましては、補助金の交付申請を行なっているわけじゃありませんが、一般的に考えまして、文部科学省から見てその一つの町の中に安全な学校が2つあるのに3つ目を建てようじゃにかという形で補助金の申請をやったときに、果たしてどうなのかなと。

例えばその、確か138平方キロは大きな町ではありますが、ただ先ほどから説明がありますように、通学バスで40分ということで聞きますと、果たしてそういう補助金がすんなりつくかなという懸念が出てくる。

それともう一つは、先ほどからいろいろ問題出てますが、じゃあ空いたところの中学校の校舎はどういうふうを活用するのかということも、特にその妙案はないということと、ますますその国の方の補助金の確保というのは厳しいのではないかとことを申し上げているわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） いつまでたっても終わりそうにないんですが、今までの議論をお互いにいい方向に考えていただいて、当面、どちらにしてもPTA、あるいは地域の意見というものを当然聞いていただかなければならないし、予算的な問題も考えていかなければならない、

そういうことを総合して慎重に考えていっていただきたいと思います。

教育委員会の説明でいろんな中学校を回られているようですが、ほとんどのPTA関係者が、結局どうなんよという分なんですよね、もう何ほ話してもしょうがないんだということなんですよね。

もっと現実味があるような説明会、あるいは方向性というのを出して、次か次の説明会にはしていきたいと思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、小田議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、6番、浜戸信充議員。

議員（6番 浜戸 信充君） お疲れのようですので、質問は簡単にいたします。

本定例会の9日に行なわれました一般会計予算の審議の中で、久賀火葬場のついて廃止の方向であるという説明がなされましたけども、まことに唐突な話で驚いておりますので、この際、詳細な、また具体的に御説明を求めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、浜戸議員の久賀火葬場の問題についてお答えをいたします。

このことにつきましては、先般の平成18年度一般会計予算の質疑の中においてお答えをいたしましたように、久賀火葬場の管理費は通年の管理費を計上しています。18年度におきまして、その方針について検討いたしまして、結論を得たいと考えているところでございます。

参考までに、各斎場、火葬場の利用状況を申し上げますと、橘の斎場が平成15年度が261件、16年度が248件、17年度が、これは推計になりますが、250件程度と見込んでおります。

また、久賀火葬場は、平成15年度が80件、16年度が79件、17年度を80件と推計をしておるところでございます。

大島の火葬場を見ますと、平成15年度が99件、平成16年度が125件、平成17年度、130件と見込んでおるところでございます。

このような利用状況を踏まえまして、18年度におきまして検討したいというふうに考えておるわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、検討というのは廃止の方向で検討ということですか。何を検討する。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど来から公共施設の適正配置の指針の問題でありますとか、各地の公共施設の有効利用の問題でありますとか、いろんな問題が出ております。そういったことも含め、廃止ということも含めると、総合的に廃止も含め総合的に検討したいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今の答弁はちょっと9日の総務部長の答弁と違いますね。総務部長はあくまで廃止の方向で検討したいというような説明。だから、僕は驚いたから一般質問出したわけですね。かわったと、いい方向に少しかわったのかなと。それとも、ここではっきり言わないのかなというふうにまた懸念もいたすところではあるわけですが、町長の答弁では、問題はいわゆる件数で賦課が大島、今度新しくできますか、火葬場の方を利用して件数的には賄えるであろうというようなことからこういうふうに検討されるんだらうと思うわけですが、久賀については、まだこれはもちろん建設をされてそんなに古くないし、もちろん十分使える施設だと思っておりますよ。

それと、やはり合併をされて、合併をしていきなりこう何もこうサービスが低下をされると言いますが、不便になると、学校の統廃合の問題も出てきますし、それにいろんなことで合併をしたのに不便になったなというふうに感ずる住民の皆さんの方が多くなっているというふうに思っています。

ですから、検討されるのは結構ですけども、もちろん残す方向でも検討をしていただいて、せめて耐用年数ぐらいはクリアしていただいて、残すというふうに、もう少しこう明るいといえますか、私が納得できるような御答弁をもう一回求めます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほども若干申し上げましたが、当然合併したからといって、各町民の方へ今までのサービスよりも低下するというのは極力避けなければいけないことだと、私自身も思っております。

これその参考になるかどうかでございますが、例えば、久賀地域の方、これはあくまで参考としてお聞き願いたいんですが、橋斎場まで白石地区の方ですと約6キロです。で、やはりより有効にということで、各公共施設の利用面から考えますと、先ほど若干申し上げましたが、あくまで結論今、出すわけにはいきませんが、総合的にそういった利用状況でございますとか、距離的な問題でございますとか、そういったことを総合的に勘案して、廃止も含め選択肢の一つとして総合的に検討させていただきたいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 例えばちゅう話が出ましたが、久賀のことは詳しいようですが、

白石に人口が今何人おるかですね。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 残念ながら白石地区はもうかなり人口が少なくなって、全体から比べたら、久賀地区全体から比べたらわずかなんですね。6キロと言いますが、実際には久賀の方が、今の久賀火葬場の方がそれでもまだ近いわけです。白石においても。ですから、距離とかじゃなくてももう少しやっぱり納得のできる説明、本当にもう使えないんだよということであれば、私たちも納得はせざるを得んということもありますけども、まだ使えるわけですから、使える段階からそういうふうな廃止の方向だというような、それはうちうちの中で議論されるのは結構ですけども、やはりそういうふうな、こっちが質問をしない間にもう廃止の方向なんだよというふうな、こういうふうな説明をされると、私たちもびっくりするわけですから、後ろにも傍聴に来てますけども、もう少し納得できる説明を求めます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど来申し上げておりますように、ですから今、こういった方向で残します、こういった方向で廃止しますということは、今ここで結論出る問題ではなからうかと考えております。

したがいまして、先ほど町長、答弁させていただきましたように、そういったことを総合的に勘案して、18年度中にいろいろ検討した結果の結論を得たいという形での進行状況になるうかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、18年度中には結論を出すという、どちらにしても。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど、町長当初、冒頭、答弁させていただきましたように、18年度中に結論を得たいということにかわりはございません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） まあいずれにしても、これは久賀の住民の皆さんはもうこれに賛成する人はいないと思えます。

ですから、もう少しやっぱりもうきちんと具体的に久賀で説明をされて、納得をされるのであれば私も認めますけども、やっぱり住民の皆さんが納得をしないものを私も認めるわけにはいきませんので、また具体的な話が出ましたら、また再度、質問したいと思えますので、今回はこれで終わりたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと今、先ほどからお聞きしておりますと、とにかくその悪くなる、悪くなるということが非常に言われておるんですが、機能的にも希望的にもその交通の便から言っても非常に利便性の高い、立派な新しい施設ができるわけですね。だから、それはなおかつその今の件数にしても十分その対応できると、耐え得るものができるということでございますので、当然検討はすべきだと思っております。

それで、距離だけでからというもんでもないし、またいろいろな今の久賀斎場、久賀火葬場と新しくできる大島斎場とをどのように利用するかということは、十分検討すべきだと。

これはなぜかと言いますと、先ほど来、ずっと出ておりますように、公共施設の適正な利用を考えようということも、当然その中に入っておるわけですから、必ずしもその悪くなる、悪くなるということだけではないというふうに御理解いただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。もうやめようと思ったんですが、まだもう少しあれですけども、いわゆるもう新しい火葬場といいますか、が三蒲にできて、もう久賀の方も結構そちらの方を利用される方が多くなったと。で、久賀の方がもう余り利用、利用という言い方はどうなんかわかりませんが、少なくなったということであれば、廃止の方向もやむなしということになるでしょうけども、やはり皆さんやっぱり近いところがいいに決まってるわけですね。

で、その時期が僕は今、この時期に学校もあれもこれもと、今の久賀はハローワークが来年にはなくなるといよいよ、警察も5年後にはどうのこうのという話が久賀では議論になってます。ですから、時期が悪いと思えます。この時期にまた火葬場もという。

ですから、もう少しやっぱりこうその説明するんであれば時期を見てほしかったなということもありますんで、いずれにしても検討していただくようお願いをして、質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、浜戸議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は3月22日、水曜日、午前9時30分から開きます。

午後3時05分散会